

第17章 観光

第17章 観光.....	7-5
I. 国民レクリエーションの充足からインバウンド振興への移行（～平成前期）	7-5
I. I 主要な観光振興計画・施策の流れ	7-5
I. I. I 国民の余暇活動の充実に向けた取組	7-5
(1) 「海外旅行倍増計画（テン・ミリオン計画）」（昭和62年9月策定）（S62白書） ..	7-5
(2) 「'90年代観光振興行動計画（TAP'90's）」（昭和63年4月策定）（S63白書） ..	7-5
(3) 「総合保養地域整備法（リゾート法）」（昭和62年6月施行）（S62白書）	7-6
(4) 「Marine '99 計画」（昭和63年7月策定）（S63白書）	7-6
(5) 旅行業法の改正（平成8年4月、平成17年4月、平成19年5月、平成25年4月、 平成30年1月）（H7～30白書）	7-6
(6) 「改正祝日法（ハッピー・マンデー法）」（平成12年1月施行）（H12白書）	7-7
I. I. 2 国内外交流の促進に向けた取組	7-7
(1) 「観光交流拡大計画（Two Way Tourism 21）」（平成3年7月）（H3,4白書） 7-	7
(2) 「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コン ベンション法）」（平成6年6月公布）（H6白書）	7-8
I. I. 3 初期インバウンド振興の取組	7-8
(1) 「ウェルカムプラン21（訪日観光交流倍増計画）」（平成8年4月）（H8白書） 7-8	
(2) 「新ウェルカムプラン21」（平成12年5月とりまとめ）（H12,13白書）.....	7-9
a. 国際観光テーマ地区の整備.....	7-9
b. 国際交流拠点・快適観光空間の整備	7-10
c. 外国人旅行者の国内旅行費用の低廉化.....	7-10
d. 訪日旅行促進キャンペーン.....	7-11
e. 次世代観光情報基盤整備事業.....	7-11
f. 世界観光機関（WTO）総会開催（平成13年9月）に向けた取組	7-12
g. アジアの近隣諸国との観光交流の促進	7-12
h. 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館の整備	7-13
i. フィルム・コミッションへの支援	7-13
j. 国際クルーズへの対応	7-13
(3) 「グローバル観光戦略」（平成14年12月策定）（H14白書）	7-13
(4) 「中国国民の訪日団体観光旅行の開始」（平成12年9月）（H12,13白書） ..	7-13
(5) 「ビジット・ジャパン・キャンペーンの開始」（平成12年9月）（H13～H18白書）..	7-14
a. ビジット・ジャパン・キャンペーン	7-14
b. その他の訪日旅行促進キャンペーン	7-15
I. 2 多様なレクリエーションの振興	7-17
I. 2. 1 スカイレジャー振興(H2～H17白書)	7-17
I. 2. 2 「Marine'99 計画」の推進等(H8白書)	7-17
(1) 歴史的港湾環境創造事業(H1～H17白書)	7-19
(2) 港湾景観形成モデル事業 (H2～H17白書).....	7-19

(3) ビーチ利用促進地区制度(H6, I 2 白書)	I 7-19
(4) 国内旅客ターミナル(H4 白書).....	I 7-19
2. 地域振興策としての観光政策（平成中期）	I 7-20
2. 1 主要な観光振興計画・施策の流れ(H16 白書).....	I 7-20
2. 1. 1 地域振興の枠組み	I 7-20
(1) 「外国人観光旅客の来訪地域の多様化による国際観光の振興に関する法律（外客誘致法）」 (平成9年6月施行。改正、平成17年、平成20年、平成30年) (H17 白書)	I 7-20
(2) 「地域限定通訳案内業制度」(平成9年6月) (H10 白書).....	I 7-21
2. 1. 2 観光拠点・観光地域の整備	I 7-21
(1) 「リゾート法」に基づく地域整備(S62 白書).....	I 7-21
(2) 「ウェルカムプラン21」及び「外客誘致法」に基づく地域整備(H12,13 白書)※I.1.3(2)	
抜粋再掲	I 7-21
a. 国際観光テーマ地区の整備.....	I 7-21
b. 国際交流拠点・快適観光空間の整備	I 7-22
c. 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館の整備	I 7-23
(3) その他の観光による地域づくりの取組(H10,11,12 白書).....	I 7-23
a. 観光地づくり推進モデル事業.....	I 7-23
b. 広域連携観光振興会議の開催.....	I 7-23
c. 観光振興を通じた雇用創出、まちづくり	I 7-23
d. 観光基盤施設の整備.....	I 7-24
e. 地域観光情報提供の推進.....	I 7-24
2. 2 地域における新たな観光拠点等の創造	I 7-25
2. 2. 1 海の駅(R1 白書).....	I 7-25
2. 2. 2 外国人旅行者の受け入れに係る鉄道・バス交通の整備(H15~18 白書)	I 7-25
3. 本格的なインバウンド観光振興（平成後期）	I 7-26
3. 1 主要な観光振興計画・施策の流れ	I 7-26
3. 1. 1 観光立国推進基本法制定と観光庁設立(H19 白書).....	I 7-26
(1) 「観光立国推進基本法」(平成19年1月施行) と「観光立国推進基本計画」(平成19年 6月閣議決定) (H19 白書)	I 7-27
a. 5つの基本的な目標[再掲]	I 7-27
b. 4つの基本方針	I 7-27
(2) 観光庁設立（「観光庁ビジョン」）(平成20年10月) (H20 白書)	I 7-28
a. 観光庁の理念	I 7-28
b. 観光庁の行動憲章	I 7-28
c. 観光庁5か条	I 7-28
d. 観光庁の体制の変遷	I 7-29
(3) 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(通称:観光圏整備法)」 (平成20年7月施行) (H20 白書)	I 7-32
3. 1. 2 ナショナルプランとしての観光振興	I 7-33
(1) 「明日の日本を支える観光ビジョン」(H27~R1 白書)	I 7-33
3. 1. 3 本格的なインバウンド振興	I 7-34
(1) 観光統計(H17~H26 白書).....	I 7-34
a. 旅行・消費動向調査及び宿泊旅行統計調査	I 7-35

b.	観光入込客統計.....	7-35
c.	訪日外国人消費動向調査.....	7-35
d.	観光地域経済調査.....	7-36
(2)	観光白書（テーマ章）	7-36
(3)	観光産業(H18～R1 白書).....	7-36
a.	旅行業.....	7-37
b.	宿泊業.....	7-37
c.	ユニバーサルツーリズム.....	7-37
d.	「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開 (R2 白書)	7-38
e.	その他.....	7-38
(4)	旅行振興.....	7-40
(5)	休暇改革(H22～H26 白書).....	7-40
(6)	人材育成(H16～R1 白書).....	7-41
a.	観光地域プロデューサー.....	7-41
b.	観光カリスマ塾.....	7-41
c.	観光地域づくり人材育成事業.....	7-41
d.	観光関係人材育成のための産学官連携方策の推進	7-42
(7)	通訳案内士(H9～H17,H23～H30 白書)	7-42
(8)	インバウンド	7-43
(9)	MICE(H29 白書)	7-45
(10)	国際交流	7-45
(11)	ビザ.....	7-46
a.	中国個人観光ビザ導入開始（平成 21 年度）	7-46
b.	沖縄を訪問する中国人個人 観光客に対する数次ビザ導入開始（平成 23 年度） ..	7-46
c.	中国人個人観光ビザ（シングル）発給要件の追加緩和実施（平成 23 年度）	7-46
d.	東北三県（岩手、宮城、福島）を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザ発給開始（平成 24 年度）	7-46
e.	東南アジア向け観光ビザ緩和実施（平成 25 年度）	7-47
f.	インド向け数次ビザ導入開始（平成 26 年度）	7-47
g.	インドネシア・フィリピン・ベトナム向けビザ発給要件の大幅緩和実施（平成 26 年度）	7-47
h.	インドネシア向けビザ緩和実施（平成 26 年度）	7-47
i.	中国向けビザの緩和等実施（平成 27 年度）	7-47
j.	インド向け数次ビザ発給要件の大幅緩和実施（平成 28 年度）	7-47
k.	ベトナム・インド向け数次ビザ発 給要件の緩和実施（平成 28 年度）	7-47
l.	中国向けビザの緩和等実施（平成 28 年度）	7-47
m.	ロシア向けビザの緩和等実施（平成 29 年度）	7-47
n.	インド向け大学生・卒業生の一時ビザ申請手続き簡素化の実施（平成 29 年度）	7-47
o.	中国向けビザの緩和等実施（平成 29 年度）	7-47
p.	インド向けビザの緩和等実施（平成 30 年度）	7-47
q.	フィリピン向けビザの緩和等実施（平成 30 年度）	7-47
(12)	受入環境(H15～R1 白書).....	7-47
(13)	観光地域づくり(H28～R1 白書).....	7-48

(14) 観光資源(H19～H24 白書)	7-49
(15) スポーツ(H23～H24 白書)	7-49
(16) 免税制度の拡充	7-50
a. 拡充第1弾	7-50
b. 拡充第2弾	7-50
c. 拡充第3弾	7-50
d. 拡充第4弾	7-50
(17) 2020年東京オリンピック・パラリンピックと観光行政(H29 白書).....	7-50
(18) 国際観光旅客税(H29 白書).....	7-51
3. 2 交通関係施策におけるインバウンド対応	7-53
3. 2. 1 国際クルーズ船の受け入れ等(H15、25 白書).....	7-53
3. 2. 2 インバウンド受入環境整備(H15～R1 白書 ※3.1.3 参照).....	7-53
a. 訪日外国人旅行者受入環境整備	7-53
b. 公共交通利用環境の革新.....	7-53
c. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザインの推進	7-54
d. IT・ビッグデータを活用した地域道路経済戦略の推進	7-54
3. 2. 3 海洋観光・海事観光、インフラツーリズム	7-54
(1) 海洋観光・海事観光	7-54
(2) インフラツーリズム(H29 白書).....	7-55

第17章 観光

I. 国民レクリエーションの充足からインバウンド振興への移行（～平成前期）

I. I 主要な観光振興計画・施策の流れ

昭和後期から平成前期の観光振興施策は、高度経済成長を受けて高まった国民の余暇活動充実のニーズへの対応する多様な計画づくりから始まり、国内外の交流の促進を経て、訪日外国人旅行者（以下、インバウンドとする）振興に取り掛かるという流れを辿った。

I. I. I 国民の余暇活動の充実に向けた取組

昭和後期、経済の大幅な成長を受け、国民の余暇活動充実の必要性が増してきた。この時期、運輸政策・観光政策の目的は、国民レクリエーションの充足であった。まず、昭和62年9月に概ね5年間で日本人海外旅行者数を1,000万人の水準にすることをめざす「海外旅行倍増計画（テン・ミリオン計画）」（昭和62.9作成）が作成され、次いで、地域の振興、地方の国際化等をめざして観光のより一層の振興を図るため、「90年代観光振興行動計画」が策定された。同時期、昭和62年6月には「総合保養地域整備法（リゾート法）」も施行されている。

また、余暇活動の多様化に対応するため、昭和63年7月に海洋性レクリエーションに関する「Marine '99計画」を策定、さらにスカイレジャーの振興などが取り組まれた。

その後、国民の旅行の安全・安心を確保するための取組も進み、平成8年4月には旅行業の質の向上や広告の規定整備・消費者優先還付規定登録などについて旅行業法の一部改正が行われた。なお、国民の旅行振興には、平成12年施行の「改正祝日法（ハッピー・マンデー法）」の寄与もあった。

(1) 「海外旅行倍増計画（テン・ミリオン計画）」（昭和62年9月策定）（S62白書）

概ね5年間で日本人海外旅行者数を1,000万人の水準にすることをめざす計画。海外旅行の促進を図ることは、国際的な相互理解の増進、国民の国際感覚のかん養などといった意義のほかに、諸外国の経済振興、我が国及び相手国の国際収支のバランス改善への寄与等の効果をも有するものであり、今後、相互依存関係の深まる国際社会において我が国の安定的な存立を確保するためには極めて重要になってきている。このような観点から、昭和60年7月の「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」においても、日本人海外旅行の促進等を図るべきことが盛り込まれている。このため、運輸省として、関係省庁の協力を求めつつ、国民の海外旅行を促進するための施策を強力に推進していくこととし、本計画を推進している。

具体的方策としては、(ア)海外旅行促進キャンペーン等の実施、(イ)海外における日本人観光客の受け入れ環境改善、(ウ)海外旅行促進の環境整備、(エ)航空輸送の整備、(オ)外航客船旅行の振興、(カ)海外旅行促進フォーラムの設立がある。

(2) 「90年代観光振興行動計画（TAP90's）」（昭和63年4月策定）（S63白書）

運輸省では地域の振興、地方の国際化等をめざして観光のより一層の振興を図るため、63年4月「90年代観光振興行動計画」を策定。この行動計画は、中央及び地方ごとに有識者からなる「観光立県推進会議」を開催し、観光振興に関する具体的施策を提言し、実行に移そうとするものであり、観光の振興による地域の活性化と地方の国際化をめざして、官民協調して「観光立県推進

運動」を展開しようとするもの。

(3) 「総合保養地域整備法(リゾート法)」(昭和 62 年 6 月施行)(S62 白書)

国民の自由時間の増大、生活様式の多様化に伴うゆとりある国民生活の実現、経済のサービス化の進展等産業構造の変化に伴う観光・レジャー産業をはじめとする第三次産業を中心とした新たな地域振興策の展開、国際協調の観点からの内需の拡大等が緊急かつ重要な政策課題となっている。このような状況に対応し、広く国民が余暇を利用して滞在しつつスポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の多様な活動を行うことができるリゾート地域を整備することが必要となっている。このため、所要の施設整備を行う民間事業者に対し税制・財投等の支援措置を講じる等民間事業者の能力を活用しつつリゾート地域の整備を推進することを内容とする「総合保養地域整備法」(いわゆるリゾート法)が、昭和 62 年 6 月、公布、施行された。

魅力あるリゾートの要件としては、①日常生活圏にない良好な自然環境や質の高い観光資源を有するこ(日常)②地域の特性を生かし、定の開発思想をもって地域づくりと連携した整備が行われること(一体性、地域アイデンティティ)、③連泊・長期滞在の可能な低廉かつ快適な宿泊施設が整備されていること(居住性)、④国民のニーズに合致したスポーツ・レクリエーション機能、教養文化機能、国際交流機能、保養機能などを複合的に備えていること(複合性)、⑤日常の生活空間がもつ都市的サービス機能が整っていること(日常空間との連続性)、⑥多様な機能を備えた諸施設が一定の地域内に集積していること(施設の集積効果)、⑦アメニティ及びホスピタリティを備えた一体的なリゾート運営が行われること(質の高いリゾート・オペレーション等)が必要と考えられる。運輸省としては、リゾート法に基づき、周辺の既存観光地との調和やその積極的活用により地域全体の活性化を図りつつ魅力あるリゾート地域の整備を推進することとしている。

(4) 「Marine '99 計画」(昭和 63 年 7 月策定)(S63 白書)

余暇活動の活発化、多様化が進む中で海洋性レクリエーションに対する国民の関心は非常に高まっているが、その普及は欧米諸国に比べて著しく立ち遅れており、マリーナをはじめとするウォーターフロントにおける基盤施設や客船の整備水準も低い。また、安全性の確保についても、安全基準、安全指導体制等の整備について課題とすべき事項が多い。運輸省では、これらの課題に対応するため、海洋性レクリエーションの基盤整備、安全性の確保等に関する総合的ビジョン「Marine'99(マリン・ナインティ・ナイン)計画」を 63 年 7 月に策定。

計画に基づき次のような施策を推進することにより、1999 年を目標として 21 世紀における海洋性レクリエーション発展の基盤を確立していくこととしている。

(ア) プレジャーボート保管機能の充実、(イ) ウォーターフロント空間の魅力の増進、(ウ) 安全性の確保、(エ) インフォーメーション提供体制の強化、(オ) クルーズ需要への対応

(5) 旅行業法の改正(平成 8 年 4 月、平成 17 年 4 月、平成 19 年 5 月、平成 25 年 4 月、平成 30 年 1 月)(H7~30 白書)

わが国において旅行業を営もうとする者は、旅行業法により、登録を取得した上で、倒産時の旅行代金弁済等に充てられる営業保証金の供託、適切な旅行契約締結を確保するための旅行業務取扱主任者の選任、旅行書面の交付等が義務付けられている。

近年における海外旅行の一般化等に対応するとともに、一層の消費者保護を図るため、平成 7

年5月に旅行業法の一部改正を行い、平成8年4月から施行する予定としている。主な改正内容は以下のとおりである。

- ①一般旅行業と国内旅行業とを統合して旅行業とする等登録に関する規制の合理化
- ②営業保証金について算定方法の適正化、消費者優先還付規定の設定
- ③旅行業務取扱主任者の職務の明確化、取引条件説明時の書面交付、主催旅行広告の規定整備等の旅行業務の適正化

平成17年4月に一部改正。1996年（平成8年）施行の改正業法で手配旅行契約の中に「企画手配旅行」が創設されたのに続き、2005年（平成17年）施行の改正業法では、これを「募集型企画旅行」と同等の責任を持つ「受注型企画旅行」として位置づけるなど、旅行業者の積極的・主体的な関わりが推進されてきている。

平成19年5月に一部改正。制限付きで第3種旅行業者による国内募集型企画旅行の実施が認められて、業務範囲が拡大された。

平成25年4月一部改正。地域における観光資源の活用や地域密着型（着地型）旅行の促進を図るため「地域限定旅行業」が創設された。

平成30年1月一部改正。営業所ごとに選任が必要な「旅行業務取扱管理者」について、特定地域の旅行商品のみを取り扱う営業所に対応した「地域限定旅行業務取扱管理者」資格を創設した。また、「旅行業務取扱管理者」の1営業所1名の選任基準を緩和した。さらに、旅行サービス手配業（いわゆるランドオペレーター）の登録制度を創設し、管理者の選任、書面の交付等を義務付けた。

[1] 地域の観光資源・魅力を生かした体験・交流型旅行商品の企画・販売の促進

[2] 旅行サービス手配業者の業務の適正化

(6) 「改正祝日法（ハッピー・マンデー法）」（平成12年1月施行）（H12白書）

12年1月1日から、一部祝日の月曜日指定化のための関連法律が施行された。これにより、12年1月10日の月曜日が成人の日となつたが、大手旅行会社を対象に調査を行ったところ、この休暇を利用して1月8日から10日の3日間に出発した旅行者数は、前年の同時期に比べて、国内旅行では約5割、海外旅行では約2割の増加となり、祝日の月曜日指定化による効果が見られた。

1. 1. 2 国内外交流の促進に向けた取組

平成に入り、国際間の相互依存関係が深まつたことを受け、平成3年7月に「観光交流拡大計画（Two Way Tourism 21）」が策定された。平成6年9月には「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」が公布され、国内外の交流を推進していく方向性が示された。

(1) 「観光交流拡大計画（Two Way Tourism 21）」（平成3年7月）（H3,4白書）

国際間の相互依存関係がますます深まっており、我が国の国際社会における地位が極めて重要なものになっているため、国際間の相互理解の増進及び市民レベルの国際交流の拡大を図り、我が国の国際社会における安定的地位の維持・発展に努めることがますます重要になってきている。

一方、日本人の海外旅行は有名地の駆け足観光やショッピングなど画一的なものが多く、モラ

ルやマナーに依然問題があり、国民が海外旅行が本来持つ多様な価値を理解し、その個性に合ったより豊かな海外旅行を楽しむことができるようその質的向上を図っていく必要がある。そのため、運輸省は、運輸政策審議会の答申をも踏まえ、21世紀を展望した新たな国際観光の振興のための行動計画として観光交流拡大計画（Two Way Tourism 21）を策定し、双方向の観光交流の拡大と海外旅行の質的向上を重点とした施策を強力に推進した。

（2）「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」（平成6年6月公布）（H6白書）

運輸省は、平成6年9月のコンベンション法の施行を受けて、同年10月、札幌市をはじめとする40都市を同法に基づく「国際会議観光都市」として認定した。

我が国においては、大規模なコンベンション施設の建設は進んでいるものの、一部を除き、その施設は十分に活用されておらず、国際会議の開催件数も世界の3%と欧米諸国に比べて低い水準に止まっている。

今回の「国際会議観光都市」の認定により、同都市に対しては、国際観光振興会が国際会議等の誘致情報の提供、諸外国への宣伝等を行うとともに、同都市において一定の要件を満たす国際会議等を開催する者に対する寄付金の募集等を行うこととしている。

今後の我が国における国際会議等の開催件数を増加させることにより、地方の活性化と国際化の推進、ひいては、年間9,000億円にのぼる経済波及効果が期待される。

運輸省は、平成6年9月のコンベンション法の施行を受けて、同年10月、札幌市をはじめとする40都市を同法に基づく「国際会議観光都市」として認定した。

1.1.3 初期インバウンド振興の取組

平成8年4月にインバウンド振興を目的とした「ウェルカムプラン21（訪日観光交流倍増計画）」が作成され平成17年にインバウンドを700万人へと倍増させる目標が示された。これは、平成12年4月に「新ウェルカムプラン21」へと発展した。

また、平成9年6月には「ウェルカムプラン21」を受けた地域整備に向けて、「外国人観光旅客の来訪地域の多様化による国際観光の振興に関する法律（外客誘致法）」が施行された。外客誘致法は平成17年、平成20年、平成30年に改正され、改正の中で、通訳案内士制度の改善等の充実をみせることとなった。同じく「ウェルカムプラン21」を受けて、平成12年9月に中華人民共和国からの訪日団体観光旅行が開始された。

これらのインバウンド振興の取組は、平成14年の「グローバル観光戦略」及び同年12月開始の「ビジット・ジャパン・キャンペーン」につながっていく。

（1）「ウェルカムプラン21（訪日観光交流倍増計画）」（平成8年4月）（H8白書）

平成8年1月に、学識経験者、観光産業関係者等から成る「観光交流による地域国際化に関する研究会」を発足させ、訪日外国人旅行者を飛躍的に増大させ、日本の観光地を心から楽しんでもらうための総合的施策について幅広く検討を行い、4月に「ウェルカムプラン21（訪日観光交流倍増計画）」として提言が取りまとめられた。

運輸省としては、関係する省庁、地方公共団体、観光産業等とともに、本提言に盛り込まれた施策の実施を図っていくこととし、概ね平成17年（2005年）時点において訪日外国人旅行

者数を現在より倍増させ、700万人に到達させることを目指している。

(2) 「新ウェルカムプラン21」(平成12年5月とりまとめ)(H12,13白書)

平成12年5月に開催された「観光産業振興フォーラム」において「訪日外客倍増に向けた取り組みに関する緊急提言」が採択され、概ね2007年を目途に外客数800万人を目標としたこととした「新ウェルカムプラン21」がとりまとめられた。「新ウェルカムプラン21」においては、従来の「ウェルカムプラン21」に基づく取り組みに加えて、以下の事項がもりこまれている。

- イ. 外国人の来訪促進に関する国民的合意の形成
 - ロ. 国・地方における外国人の来訪促進施策の充実強化
 - ハ. 民間の観光業界における外国人来訪促進のための取り組みの充実強化
- 具体的には、平成13年にかけて、以下の通り、施策が推進された。

a. 国際観光テーマ地区の整備

多様な地域への外国人観光旅客の来訪を促進するため、優れた観光資源を有する地域と宿泊拠点からなる地域をネットワーク化し、外国人旅行者が3~5泊程度で周遊できる観光ルートを備えた広域的な地域である外客来訪促進地域（「国際観光テーマ地区」）の整備が全国各地で推進されている。外客誘致法に基づき、国際観光テーマ地区を整備する「外客来訪促進計画」について、平成13年1月までに計11地域について国土交通大臣の同意がなされており、また同テーマ地区については、国際観光振興会による重点的海外宣伝の実施など、関係者一体となった取組が行われた。

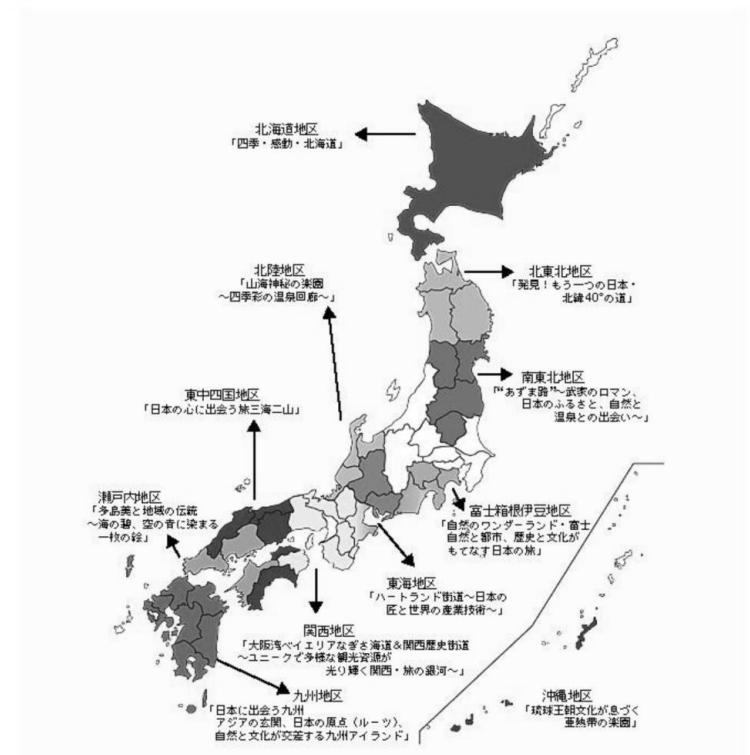


図 17-1 國際觀光テーマ地区一覽

出典：平成13年國土交通白書（図表II-2-30）

b. 國際交流拠点・快適觀光空間の整備

國際觀光テーマ地区を訪れる外国人旅行者ため、地域の歴史、文化、自然等の紹介・体験機能を備えた「國際交流拠点」(注1)や、地域に散在する觀光資源を有機的に連携させ散策ルート化することを目的とした「快適觀光空間」(注2)の整備が全国各地で行われた。

(注1)北海道七飯地区、栃木県日光地区、静岡県伊東地区、島根県松江地区。

(注2)岩手県盛岡地区、山口県防府地区。

c. 外国人旅行者の国内旅行費用の低廉化

博物館、宿泊施設及び飲食店等で割引等の優遇措置を受けられる「ウェルカムカード」が全国各地で導入されているほか、主要航空会社及び鉄道会社における外国人向け割引運賃の設定など、外国人旅行者の国内旅行費用の低廉化のための取組みが各方面でなされた。

表 17-1 ウェルカムカード等発行状況

名称	導入年月	有効地域	加盟店数	備考
北海道ウェルカムガイドブック	平成10年12月	北海道	156	
あおもりウェルカムカード	平成9年10月	青森県	166	
成田ウェルカムカード	平成9年11月	成田国際観光モデル地区 (成田市、佐倉市、栄町、芝山町)	53	
東京ウェルカムカード	平成11年12月	東京都	41	平成12年3月で ホームページ化
東海地区ウェルカムカード	平成13年3月	愛知県、岐阜県、三重県、静岡県	235	
長浜カルチャーカード	平成7年6月	長浜市及び湖北地域12町	89	
関西観光ウェルカムガイドブック	平成11年1月	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山县、三重県、徳島県、福井県	590	有料(700円) 日本人も利用可
瀬戸内ウェルカムカード	平成12年5月	瀬戸内国際観光テーマ地区 (広島県、山口県、愛媛県)	344	
かがわウェルカムカード	平成10年8月	香川県	162	
北九州ウェルカムカード	平成12年6月	北九州市	93	
福岡ウェルカムカード	平成11年2月	福岡市	140	
宮崎ウェルカムカード	平成12年1月	宮崎市、日南市、串間市	83	
Mt. Fuji ウェルカムカード	平成13年10月	神奈川県、山梨県、静岡県	212	

出典：平成13年国土交通白書（図表II-2-31）

表 17-2 外客向け割引運賃制度及び共通乗車船券の導入の例

	事業者	割引制度	割引対象及び価格
航空	日本航空	「WELCOME TO JAPAN FARE」	海外在住者の海外発国内乗り継ぎの際に国内航空運賃の割引 2区間25,200円～5区間63,000円
	全日空	「VISIT JAPAN FARE」	同上
鉄道	JR西日本	「JR-WEST RAIL PASS」	乗り降り自由な周遊タイプ(各エリア内のJR西日本全線) 関西エリア4日6,000円、山陽エリア8日30,000円
	JR東日本	「JR EAST PASS」	同上(JR東日本全線) 連続5日20,000円 連続10日32,000円 ブリッケス4日20,000円
JR九州	「JR-KYUSHU RAIL PASS」	同上(JR九州) 5日15,000円 7日20,000円	
JR全線	「JAPAN RAIL PASS」	同上(JR全線) 普通車用(7日28,300円～21日57,700円) グリーン車用(7日37,800円～21日79,600円)	
共通乗 車船券 名鉄グループ	名鉄「Nice Day Pass」	乗り降り自由な周遊タイプ(名鉄グループ6社の鉄道・バス・船舶) 連続2日(大人3,000円、小人1,500円) 13宿泊施設及び6観光施設の割引	

出典：平成13年国土交通白書（図表II-2-32）

d. 訪日旅行促進キャンペーン

国際観光振興会は、海外において日本の観光魅力を紹介した多角的な広告宣伝、広報PR事業を実施したほか、韓国、中国及び香港を対象に日本の観光魅力を紹介したテレビのスポット広告を実施した。

e. 次世代観光情報基盤整備事業

国際観光振興会では、従来からインターネットを通じて提供している英語による観光情報に加え、平成12年度には新たに韓国語及び中国語(簡体字・繁体字)による情報提供を開始した。また、ワールドカップ大会開催地及びその周辺地域の観光情報を10言語で開始し、ホームページ本体についても10言語化した。

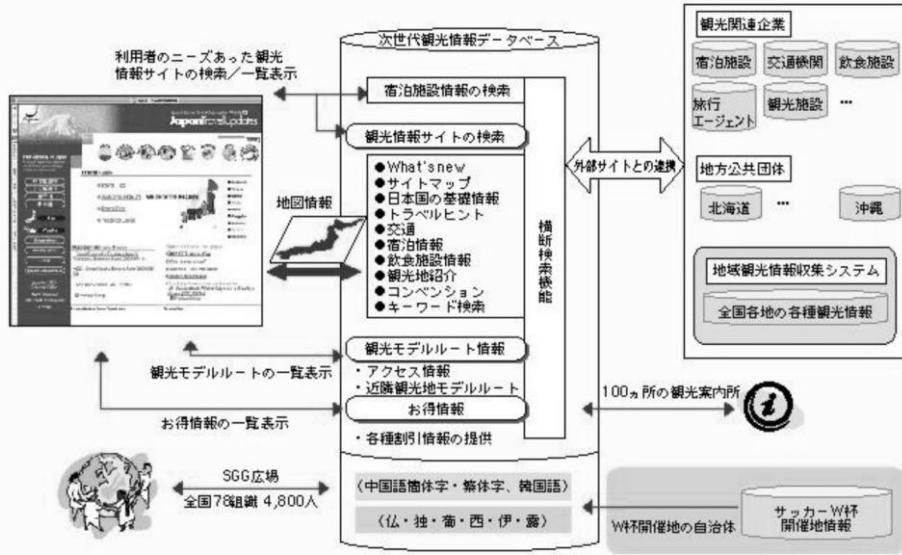


図 17-2 次世代観光情報システムのサービス・イメージ

出典：平成13年国土交通白書（図表II-2-33）

f. 世界観光機関（WTO）総会開催（平成13年9月）に向けた取組

平成13年9月に世界観光機関（WTO）総会が、大阪とソウルで共同開催されたが、同総会は、我が国の観光魅力をPRする絶好の機会でもあることから、同総会に向けて来訪した外国参加者に大阪周辺の観光魅力を体験させる各種プログラムを企画・実行し、PR活動を行った。

同総会では、日韓両国が主導的な役割を果たして提出した、テロを非難し観光関係者が講ずる安全対策を支援する内容の決議案を採択したほか、旅行市場の量的・質的变化、自然・文化遺産の継承及び観光と情報技術について21世紀を通じた観光政策を提案する「大阪ミレニアム宣言」を採択するなど、多くの成果を収めた。

g. アジアの近隣諸国との観光交流の促進

① 日中両国の観光交流の促進

中国国民の観光目的での渡航可能地域として我が国が加えられたのを受けて、中国国民による訪日団体観光旅行が政府間の調整を経て、中国の一定地域からの訪日団体に限定するなどの条件をつけた上で平成12年9月から開始された。平成13年10月上旬には770団体、1万5,000人に達する実績となっており、両国の国交正常化30周年を記念した2002年「日本年」・「中国年」を契機として、今後とも、一層の健全な発展を図りつつ日中間の観光交流の促進を図っていくこととしている。

② 日韓両国の観光交流の促進

平成18年までに日韓両国民の相互交流と他地域から両国への来訪者の合計を11年実績の約2倍の1,600万人とすることを目指す「東アジア広域観光交流構想（EAST プラン）」が、平成12年11月、日韓観光当局間で合意された。14年の日韓国民交流年を契機に、今後必要な施策を

具休化し、両国が官民一体で推進していくことで、広域観光交流圏の形成を目指すこととしている。

h. 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館の整備

国際観光ホテル整備法に基づき、ハード・ソフト両面からみて外国人旅行者の宿泊に適したホテル・旅館等の登録を行い、財政投融資等によりその整備を推進するとともに、出版物・インターネット等により国内外に情報提供を行っている。

なお、平成13年6月末現在、1,082件のホテル及び2,012件の旅館が登録されている。

i. フィルム・コミッショナへの支援

映画等のロケーション撮影をスムーズに進めるための支援組織であるフィルム・コミッショナを支援するため、平成13年度には、マニュアルの作成、先進事例調査等を行っている。

j. 国際クルーズへの対応

国際クルーズ旅客船による観光交流の促進を図るため、横浜港等において旅客船ターミナルの整備を行っている。

(3) 「グローバル観光戦略」(平成14年12月策定)(H14白書)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)に基づき、関係府省等と協力して、平成14年12月に、外国人旅行者の訪日を促進する「グローバル観光戦略」を策定した。

本戦略は、わが国の様々な主体が連携しながら、「世界に開かれた観光大国」となること、そして、その結果として、観光産業がわが国の真のリーディング産業となることを目指し、訪日外国人旅行者数と日本人海外旅行者数との格差ができる限り早期に是正することを目標とする官民あげた国家戦略である。

本戦略は「I. 外国人旅行者訪日促進戦略」(海外PRや旅行商品開発、査証取得の負担の軽減等)、「II. 外国人旅行者受入れ戦略」(外国人の視点に立った交通利便性の向上、観光交流空間づくり等)、「III. 観光産業高度化戦略」(観光産業の高度化、連携の強化等)、「IV. 推進戦略」(戦略推進委員会の設置、施策の評価見直し等)の4つの戦略を掲げており、本戦略の開始年である15年を「訪日ツーリズム元年」として政府、地方公共団体、関係団体、民間企業の連携体制の下で推進することとしている。

(4) 「中国国民の訪日団体観光旅行の開始」(平成12年9月)(H12,13白書)

中華人民共和国国民の訪日団体観光旅行については、その早期実現に向けて、平成12年5月20日に記念式典が行われた日中文化観光交流使節団の訪中時等、諸々の機会を捉えて働きかけを行ってきたところ、6月20日に本件実施方法に関する政府間の調整を終え、9月から開始することとなった。

平成12年5月に取りまとめられた「新ウェルカムプラン21」において、アジアの近隣諸国との観光交流の促進施策の一つとして開始され、平成13年10月上旬には770団体、1万5,000人に達する実績となっている。

(5) 「ビジット・ジャパン・キャンペーンの開始」(平成12年9月)(H13~H18白書)

国際観光振興会は、海外において日本の観光魅力を紹介した多角的な広告宣伝、広報PR事業を実施したほか、韓国、中国及び香港を対象に日本の観光魅力を紹介したテレビのスポット広告を実施した。

a. ビジット・ジャパン・キャンペーン

諸外国と比較して不十分かつ見劣りがする外客誘致活動を量、質の両面で飛躍的に強化するため、韓国、米国、中国、香港、台湾を重点市場と位置づけた上で、当該重点市場を対象に、国・地方・民間共同による国を挙げてのキャンペーンである「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を実施する。キャンペーンの具体的な内容としては、メディア・ミックスを活用した広告キャンペーン、メディアセールス(ジャーナリスト招請等)、訪日ツアー造成支援等の実施を行うもの。

外国人旅行者の訪日を飛躍的に拡大し、2010年に訪日外国人旅行者数を1,000万人にするという目標を達成するため、国、地方公共団体及び民間が共同して取り組む、官民挙げての戦略的訪日促進キャンペーンである、ビジット・ジャパン・キャンペーンを平成15年度から本格的に開始している。

① 概要

ビジット・ジャパン・キャンペーンは、平成14年12月に国土交通省が関係府省等と協力して策定したグローバル観光戦略において実行すべき戦略の一つに位置付けられたものであり、平成15年度は韓国、台湾、米国、中国、香港の5つの市場を重点対象とし、各市場の特性に応じて、1)旅行市場としての市場調査、2)日本への旅行そして日本の魅力の徹底的なPR、3)日本への旅行商品の造成の促進、4)日本の観光に関する総合的な情報サイトの構築、5)全国民的な理解、協力、支援を得るためのPR等の事業を組み合わせて実施している。

② 実施体制

ビジット・ジャパン・キャンペーンは、各地域の魅力や商品の魅力のPR等を行う地方公共団体、民間団体・企業と共同で事業を展開することが効果的である。このため、関係者が一体となって参加できる体制として、国土交通大臣を本部長に、関係団体、企業等のトップが一堂に会する最高組織としてビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部を、さらにその下に執行委員会を整備し、また事務局を常設し、実施本部の指揮のもと、各種施策を推進している。

③ 事業の進捗

平成15年度において、1)総理大臣や国土交通大臣が自ら出演する訪日促進ビデオの作成・放映や、海外訪問時における訪日観光PRなどのトップセールスの実施、2)メディア関係者の訪日旅行への招聘と帰国後の訪日観光記事の掲載支援、3)旅行会社関係者の訪日旅行への招聘と商談会の開催による訪日ツアー商品の造成支援、4)海外の新聞・雑誌・テレビなどのメディアを通じた日本観光の強力なPR、5)海外の大規模な旅行博への参加による日本観光のPR、国内の旅行博におけるビジット・ジャパン・キャンペーン事業の意義等のPR、6)重点対象市場国の現地大使等を中心とするビジット・ジャパン・キャンペーン推進会の設置等の事業を実施した。

平成16年には目標の600万人を達成したところであり、平成17年は700万人の達成を目指している。

平成16年度は、1)トップセールスの実施(小泉総理大臣が出演する外国人旅行者訪日促進ビデオの作成・放映)、2)海外・国内の大規模な旅行博への出展(上海2004日中文化観光交流展(上

海)、旅フェア 2004 (愛知県) 等)、3)旅行会社関係者等の招聘や商談会の開催による訪日ツアーの商品化支援、4)海外の新聞・雑誌・テレビ等のメディアを通じた PR、5)観光広報大使等の任命による PR (日本の女優の木村佳乃さんを観光広報大使に、台湾のモデル兼女優のリン・チーリンさんをビジット・ジャパン・キャンペーン台湾親善大使に任命)、6)重点対象市場国の現地大使等を中心とするビジット・ジャパン・キャンペーン推進会の開催、7)国内外における集中的なキャンペーンの展開 (“YOKOSO JAPAN WEEKS” (“ようこそ WEEKS”)) の設定(平成 17 年 2 月 5 日～2月20日))等の事業を実施した。

平成 17 年度のビジット・ジャパン・キャンペーンでは、韓国、台湾、中国、香港、米国、英国、ドイツ、フランスに加え、オーストラリア、カナダ、タイ及びシンガポールを重点市場に追加した。

具体的には 1)小泉総理大臣が出演する外国人旅行者訪日促進ビデオの空港や航空機内の放映、2)海外・国内の大規模な旅行博への出展、3)旅行会社関係者等の招へいや商談会の開催による訪日ツアーの商品化支援、4)海外の新聞・雑誌・テレビ等のメディアを通じた PR、5) 観光広報大使等の任命による PR(注 1)、6) 重点対象市場国・地域の現地大使等を中心とするビジット・ジャパン・キャンペーン推進会の開催、7) 集中的なキャンペーン(注 2)等を実施した。

(注 1)女優の木村佳乃さんを日本観光広報大使に再任し、香港の歌手イーソン・チャンさんをビジット・ジャパン・キャンペーン香港親善大使に、歌手グループのPUFFY をビジット・ジャパン・キャンペーン米国親善大使に、歌手グループの美勇伝を「ようこそ !ジャパン応援団 (サポーター)」に、それぞれ任命した。

(注 2)“YOKOSO! JAPAN WEEKS” (“ようこそ ウィークス”) (平成 18 年 1 月 20 日～2月20 日) 等を実施した。

平成 18 年度は、1) 日中観光交流年等を活用した交流促進、2) 各国との青少年交流、姉妹都市交流、3) 日中韓の航空輸送力増強の機会を捉えた取組等を実施した。

また、平成 18 年 7 月に北海道で開催された第 1 回日中韓観光大臣会合においては、「日中韓三国間の観光交流と協力の強化に関する北海道宣言 (北海道宣言)」が合意され、「日中韓観光ビッグバン (日中韓域内外観光交流拡大計画)」に基づき、三国間の観光交流を 2010 年

(平成 22 年) までに 1,700 万人以上 (500 万人以上の増加) にすること等を目指し、三国共同の観光交流拡大策を展開することとされた。さらに、北海道宣言で三国共同のクルーズ誘致等に取り組むこととされたことや、18 年 11 月の第 7 回北東アジア港湾局長会議で認識を共有した「北東アジアクルーズ振興についての三カ国協力の方向性」を踏まえ、外航クルーズ旅行振興全国協議会を設立し、外国客船の誘致にも取り組んでいる。

b. その他の訪日旅行促進キャンペーン

国際観光振興会は、海外において日本の観光魅力を紹介した多角的な広告宣伝、広報 PR 事業を実施したほか、平成 14 年が日中國交正常化 30 周年及び日韓国民交流年であることに鑑み、両国を重点市場とし、米国を加えた 3 市場を対象に訪日旅行促進キャンペーン事業を実施した。

中国においては、平成 14 年 9 月に、北京市の繁華街に所在するショッピングモールを会場として日本観光展を実施したほか、旅行目的地としての日本の魅力を強調した広告を北京晚报と北京青年報に掲載した。

また、韓国においては、釜山旅行博覧会への出展参加に加え、訪日旅行商品造成を目的とした商談会を開催するとともに、「温泉」と「日本食」と「ショッピング」にテーマを絞り、テレビコ

マーシャルや、インターネットでの動画配信を行った。

さらに、米国については、旅行業者による新規訪日旅行プログラムの造成を支援した。また、JTS（ジャパン・トラベル・スペシャリスト）(注)について、効率的な情報提供システムの構築等を行った。

(注)JTS（ジャパン・トラベル・スペシャリスト）とは、ICTA（米国認定旅行エージェント協会）の認定を得て JNTO米国事務所が実施する旅行エージェントへの教育事業。日本旅行についてのコンサルティング能力の向上と訪日旅行商品の販売増進への寄与を目的とする。ホームページや旅行業界誌の紙面を用いて研修と試験を行い、JTS としての認定証を授与する。

I. 2 多様なレクリエーションの振興

多様なレクリエーションとして、スカイレジャーや海洋性レクリエーションの振興も図られた。

I. 2. 1 スカイレジャー振興(H2~H17白書)

スカイレジャーの人気が高まるとともに愛好者は増加しており、地方自治体においてもそれを通じて地域振興を図ろうとする動きが増えてきていた。

国民の余暇時間の拡大、所得水準の向上等に伴うレジャーの多様化、レジャー人口が増加する中で、大空を自由に飛びたいという人類の夢を現実のものとするパラグライダー、熱気球、ウルトラライトプレーン等の航空レジャーの人気が高まり、参加人口が急増していた一方、乏しい航空知識、未熟な飛行技術に起因する事故も多発しており、安全対策の必要性も高まっている。このような状況に対処するため、運輸省としては、全国の航空関係団体を通じて、航空レジャー愛好者を対象にした安全講習会の開催や事故防止調査等を行うことにより、航空レジャーの安全対策を講じて行くこととしている。また、地方自治体においては、航空レジャーの振興を通じて地域振興を図ろうとする動きが高まっている。

このような動向の中で、運輸省の支援のもと、平成2年10月に地方自治体、関係航空団体、関連企業からなる(財)日本航空協会の中に全国スカイレジャー振興協議会が設立され、

①航空レジャーはもとより、広く航空活動についての啓蒙・普及活動

②航空レジャーに係る技術資格や指導者の養成等安全対策

③航空レジャーの活動の基地整備及び地域振興

等を推進していくこととなった。

運輸省としても、今後とも、ゆとりある国民生活の実現等に向け、航空レジャーを広く、安全に楽しめるよう、航空レジャーの安全対策等の諸方策を進めていくこととしている。

平成3年度においても、全国スカイレジャー振興協議会を通じて、安全対策を中心とした航空レジャーの振興を図った。航空レジャー愛好者を対象とした安全講習会の開催や事故防止調査等を行うことにより、航空レジャーの安全対策を講じていくことを考えており、今後とも、航空レジャーを広く、安全に楽しめるよう努めていくこととしている。

平成4年9月には「優良スカイレジャーエリア」の認定制度を創設し、安全性、利便性が高く既存の航空交通との分離がなされている「優良スカイレジャーエリア」の認定を進めること等により、航空レジャーを広く、安全に楽しめるよう努めていくこととしている。

スカイレジャーエリアを認定する「優良スカイレジャーエリア認定制度」によるパラグライダー等に係る認定エリアは11件(平成6年)、14件(平成8年)と増加したが、平成12年には9件となった。また、毎年度、各種スカイレジャーを一同の場において展開する「スカイ・レジャー・ジャパン」等のイベントについても、積極的な支援を行った。

I. 2. 2 「Marine'99 計画」の推進等(H8白書)

海洋性レクリエーション振興のため、マリーナ等の基盤的施設や客船整備を進めるとともに安全性の向上のための方策を以下のとおり進めた。

I. 公共マリーナや簡易な係留施設であるポートパークの整備を進めているほか、民間事業者等

が行うマリーナの整備に対する貸付制度等の支援を行った。また、全国各地で顕在化している放置艇問題等に対応するため、地方運輸局に舟艇利用者に対する情報提供・舟艇利用に係るトラブルの解決等を目的とした「舟艇相談窓口」の開設や、地方自治体等関係者との情報の共有・施策の調整等の場として「舟艇利用振興連絡会議」を開催し、健全な利用秩序の確立とプレジャーボート利用者のマナー向上を図った。

2. ウォーターフロント空間の魅力の増進のため、人工海浜等の親水性に富む港湾・海岸の整備を進めるとともに、海とのふれあい、イベント等を楽しめる施設、歴史的価値の高い港湾関連施設や親水機能等を備えたアメニティ空間を創出する沖合人工島等の整備を推進している。また、良好な海域環境の創造や水質・底質の改善の事業を推進した。
3. 海難防止講習会等を通じて海難防止思想の普及・高揚を図るとともに、種々の安全指導を行っている。また、海上安全指導員制度及び、(財)日本海洋レジャー安全・振興協会による「プレジャーボート救助事業(BAN)」等の民間の自主的な安全活動を積極的に支援した。なお「BAN」は、関東地区及び関西地区においてサービスを行った。
4. 波浪予想図や台風情報の作成をはじめとした気象・海象情報の充実や局地的な気象・海象情報を提供する「船舶気象通報」及び海洋情報の提供窓口である「海の相談室」の充実等により、情報提供体制の強化を図るとともに、衛星船舶電話等を利用した緊急通報用電話（通称「海の110番」）の整備等による遭難情報の速やかな連絡体制の充実強化を図った。
5. クルーズ旅行をさらに普及させるためクルーズ情報の提供、クルーズキャンペーンの開催等の振興方策を推進した。

また、本格的な海洋性レクリエーション時代に対応するために、以下に示す総合的な条件整備を講じた。
①マリーナの安全性、利便性の向上を図るため、適切な規模・構造等の施設を有すること、プレジャーボートの運航の安全性が確保されていること、ビジター艇の受入が行われていること等の要件を満たしたマリーナを認定する「優良マリーナ認定制度」を平成2年7月運輸大臣告示により創設した。②マリーナ、旅客船バース等に対する港湾法に定める安全基準遵守の徹底を図った。③マリーナ、係留船等の設置に当たって必要となる水域の占用許可に関し、その許可の期間、区域等について緩和措置を講じるとともに、必要に応じ水域の利用方針を港湾計画に位置付ける等水域の計画的な利用の推進を図ることとした。

さらに、運輸省では、海上交通による物流ネットワーク、観光ネットワーク等を活用した沿岸域相互あるいは沿岸域と内陸部との連携を強化することにより、活力と魅力にあふれた地域の自立的な発展を促す「にぎわい・交流海道」の形成を推進してきた。具体的には、平成7年11月に発足した日本海沿岸121の県及び市町村等から成る「日本海にぎわい・交流海道推進協議会」の活動の一環として、平成8年8月に復元船「咸臨丸」による日本海沿岸クルージングが実施されている。瀬戸内海においても、3年5月に発足した198の県及び市町村等から成る「瀬戸内・海の道ネットワーク推進協議会」の活動の一環として、歴史や豊かな自然環境を生かした交流の実現に向け、北九州港や小松島港等において明治・大正時代の歴史的な洋風建築物を修復・保存する事業が既に実施されている。これらの活動状況を踏まえ、港湾を活用した地域の交流と連携の具体化について検討し、国土開発の新たなビジョンとして各地で提唱されている新たな国土軸構想や地域連携軸構想の実現を支援していくため、運輸省としては、今後とも「にぎわい・交流海道推進調査」を実施していくこととしている。

(1) 歴史的港湾環境創造事業(H1~H17白書)

港にはそれぞれ固有の歴史がある。昔日を物語る歴史的港湾施設が今なお至るところに残っており、また、港湾施設には築後百年を越すものもある。こうした歴史的港湾施設を港湾文化の貴重な財産として保全するとともに、周辺地域を歴史的な情緒の漂うウォーターフロント空間とするため、平成元年度から歴史的港湾環境創造事業を昭和末期より開始、平成14年度末で、13港15箇所で実施した。

(2) 港湾景観形成モデル事業 (H2~H17白書)

歴史的港湾環境創造事業に加えて、平成2年度から海・船等の港湾特有の景観資源を活用した美しい港づくりを進めるための計画策定と、それに基づく良好な景観形成を進める港湾景観形成モデル事業を青森港等で実施した

(3) ビーチ利用促進地区制度(H6,12白書)

海岸は、海洋性レクリエーション等多様な活動が行われているとともに、地域の生活・環境面でも重要な役割を果たしている。このため、平成11年度には、15マリーナ等と連携した高度で多様な活動のできる人工ビーチの創出を図る「ビーチ利用促進モデル事業」を宮崎県宮崎港等10海岸で、厚生省と連携し福祉施設や健康増進施設等の整備と一緒に進める「健康海岸事業」を広島県鯉崎港等5海岸で、また、文部省と連携し野外教育、環境教育等に利用しやすい海岸づくりを行う「いきいき・海の子・浜づくり」を青森県川内港等14海岸で実施した。

なお、ビーチ利用促進モデル地区制度は、港湾海岸事業では、人口・資産が集積する“みなとまち”を高潮、侵食、津波等の自然災害から守り、良好な海岸環境を創出する「ふるさとの海岸づくり」の一環としても活用された。海岸環境整備事業等のうち、特に、全国の海岸の中で他の模範となるような海岸を選定し、「ふるさと海岸整備モデル事業」及び「ビーチ利用促進モデル地区制度」を活用して「白砂青松」の再生や、大規模で複合的なビーチの整備を推進した。

(4) 国内旅客ターミナル(H4 白書)

平成期に入り、豪華客船等の寄港が増加しているほか、ジェットフォイル等の高速旅客船の導入も全国で相次ぎ、旅客ターミナルの整備が要請されており、平成4年度には大阪港、佐世保港等47港で旅客ターミナルの整備を実施した。

2. 地域振興策としての観光政策（平成中期）

2. Ⅰ 主要な観光振興計画・施策の流れ(H16白書)

平成当初より、観光・交流の推進とともに、その受け皿となる地域振興策も講じられてきた。特に平成中期では、地域における経済効果の発現も念頭に置き、観光拠点整備や観光地域整備が進められた。平成9年6月には「外国人観光旅客の来訪地域の多様化による国際観光の振興に関する法律（外客誘致法）」及びこれに基づく「地域限定通訳案内士制度」が施行・実施された。

この時期、平成14年の日本人海外旅行者数は1,652万人（前年比1.9%増）となり、米国同時多発テロの影響で過去最大の減少幅を記録した前年から、わずかながら増加した。しかし、平成15年は日本人の主要渡航先であるアジア地域で重症急性呼吸器症候群（SARS）が発生した影響等により3月以降海外旅行の手控えが進み、5月には前年同月比で55.6%減となるなど大幅な減少を記録している。

特に、平成16年4月以降は、平成15年のイラク戦争や重症急性呼吸器症候群（SARS）等による落ち込みの反動に加え、円高による海外旅行の割安感等も作用して大幅な伸びを示した。この結果、訪日外国人旅行者数と日本人海外旅行者数を合わせた日本の相互往来者数は約2,297万人に達し、過去最高を記録した。また、訪日外国人旅行者数と日本人海外旅行者数の比率も、約1対5（平成7年）から約1対3（平成16年）となり、アンバランスが是正されてきていた。

2. Ⅰ. Ⅰ 地域振興の枠組み

インバウンド伸長を踏まえた地域振興に着目したエリアの特定や関連する法整備が実施された。

（1）「外国人観光旅客の来訪地域の多様化による国際観光の振興に関する法律（外客誘致法）」（平成9年6月施行。改正、平成17年、平成20年、平成30年）（H17白書）

平成8年4月に提言された「ウェルカムプラン21（訪日観光交流倍増計画）」に盛り込まれている訪日外国人旅行者を増大させ、日本各地の観光地を振興していくための施策の実施を関係省庁、地方公共団体、観光産業等とともに図っており、概ね10年間で訪日外国人旅行者数を倍増させることを目指している。特に地方観光圏への誘客については、「外国人観光旅客の来訪地域の多様化による国際観光の振興に関する法律」（平成9年6月施行）に基づき、海外における宣伝、外国人観光旅客の国内における旅行に要する費用の低廉化、接遇の向上等、来訪地域の多様化を促進するための各般の施策を講じることとしている。

平成17年、題名改正、「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」。法目的の重点を「来訪地域の多様化」から「来訪地域の整備」に改めることに伴い、題名及び目的を改正。これにより、平成17年8月に、地域において観光振興に取り組む民間組織（公益法人、NPO法人、第三セクター等）に対する補助制度（観光ルネサンス補助制度）が創設されたほか、公共交通機関における外国語等による案内表示の義務付け、通訳案内士制度の改善及び地域限定通訳案内士制度の創設等が図られることとなっている。

なお、様々な施設においてバラバラに使用してきた図記号を統一し、視力の衰えた高齢者、日本語のわからない外国人をはじめとするすべての人にとってわかりやすい案内情報の提供を可能とするため、案内用図記号の標準化を推進した。平成13年3月には、交通施設、観光施設、

スポーツ施設、商業施設等で使用するために 125 種類の「標準案内用図記号」を策定し、平成 14 年 3 月にはそのうち 104 項目が JIS 化されたところであり、その普及促進に努めた。

平成 20 年、題名改正、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」。平成 30 年、題名改正、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」。

(2) 「地域限定通訳案内業制度」(平成 9 年 6 月)(H10 白書)

平成 9 年 6 月施行の外国人観光旅客の来訪地域の多様化による国際観光の振興に関する法律に基づき作成された。通訳案内業法による通訳案内業者は、平成 10 年 4 月現在 7,244 人が登録されていたが、地域によっては十分に確保されているとはいえない状況である。ウェルカムプラン 21 においては、外国人に対し、日本の地方の良さを PR し、地方への外客誘致を図ることが提言されているが、このためには国内各地にこうした通訳案内業者が確保されていることが望ましい。運輸省としては、外客誘致法に基づき、地域事情に応じて必要となる通訳案内業者数を確保するため、地域限定通訳案内業制度を導入したところであるが、平成 10 年 4 月に九州地域限定の中国語に係る通訳案内業の免許交付が行われた。

2. 1. 2 観光拠点・観光地域の整備

昭和後期～平成中期にかけて策定された各種法律・計画に基づき、平成中期には各地で観光拠点、観光地域の整備が進んだ。

(1) 「リゾート法」に基づく地域整備(S62 白書)

平成 13 年度国土交通省の施策評価として総合保養地域の整備に関する政策評価が行われた。「総合保養地域に関する懇談会」(総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省が連携して開催)の意見も聞きながら、政策評価書「総合保養地域の整備－リゾート法の今日的考察－」を取りまとめ、平成 15 年 3 月 27 日に省議決定。主な内容は、①都道府県の現行の同意基本構想の抜本的な見直し、②時間管理概念の導入・徹底により今後は着実に進行管理、③今後も都道府県による政策評価を行い、同意基本構想の適時・適切な見直し(チェック機能の強化)、④ソフト面の一層の充実及び地域間交流促進の 4 点であった。

この見直しを踏まえ、平成 18 年 1 月に愛媛県・高知県、3 月に岩手県・埼玉県、平成 19 年 11 月に島根県・香川県、平成 20 年 3 月に広島県・沖縄県、平成 21 年 3 月に青森県・茨城県、平成 22 年 1 月に滋賀県・徳島県が基本構想を廃止し、現在、基本構想を策定しているのは、30 地域(29 道府県)である(令和 4 年 8 月現在)。

(2) 「ウェルカムプラン 21」及び「外客誘致法」に基づく地域整備(H12,13 白書)※1.1.3(2)抜粋再掲

平成 13 年にかけて、国際観光テーマ地区、国際交流拠点・快適観光空間、国際観光ホテルの整備が進んだ。

a. 国際観光テーマ地区の整備

多様な地域への外国人観光旅客の来訪を促進するため、優れた観光資源を有する地域と宿泊拠

点からなる地域をネットワーク化し、外国人旅行者が3~5泊程度で周遊できる観光ルートを備えた広域的な地域である外客来訪促進地域（「国際観光テーマ地区」）の整備が全国各地で推進されている。外客誘致法に基づき、国際観光テーマ地区を整備する「外客来訪促進計画」について、平成13年1月までに計11地区について国土交通大臣の同意がなされており、また同テーマ地区については、国際観光振興会による重点的海外宣伝の実施など、関係者一体となった取組みが行われている。

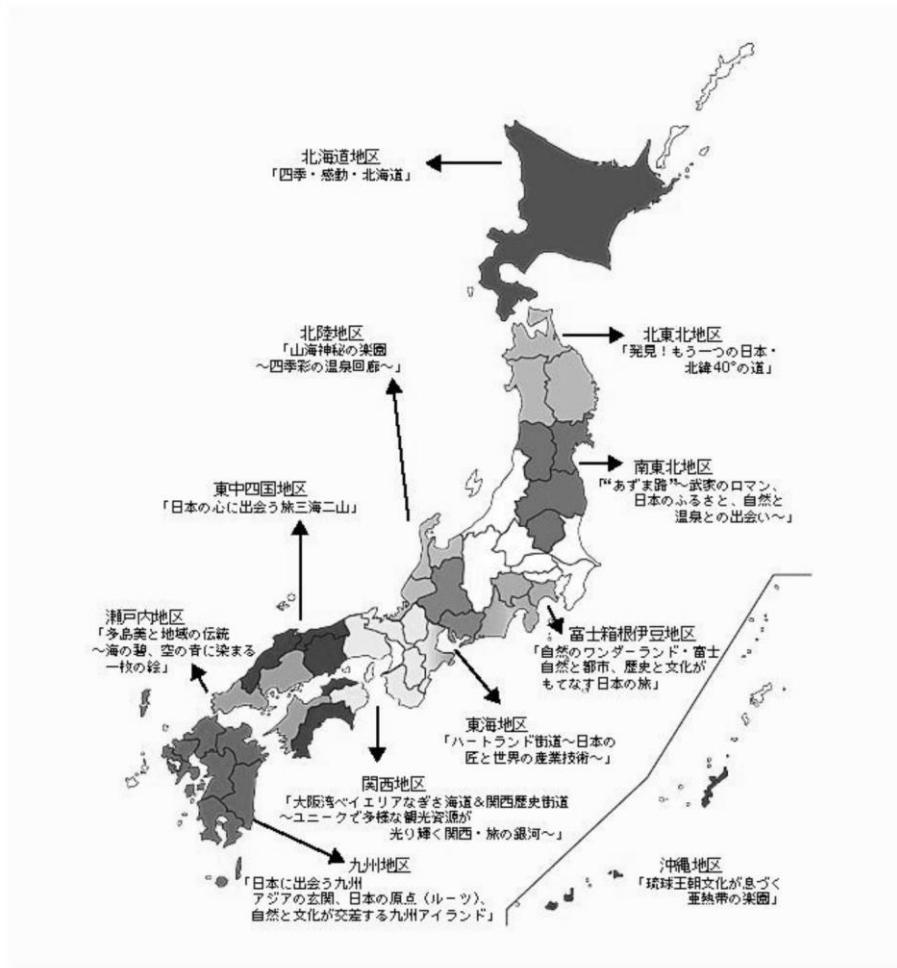


図 17-3 国際観光テーマ地区一覧

出典：平成13年国土交通白書（図表II-2-33）

b. 国際交流拠点・快適観光空間の整備

国際観光テーマ地区を訪れる外国人旅行者のため、地域の歴史、文化、自然等の紹介・体験機能を備えた「国際交流拠点」(注1)や、地域に散在する観光資源を有機的に連携させ散策ルート化することを目的とした「快適観光空間」(注2)の整備が全国各地で行われている。

(注1)北海道七飯地区、栃木県日光地区、静岡県伊東地区、島根県松江地区。

(注2)岩手県盛岡地区、山口県防府地区。

c. 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館の整備

国際観光ホテル整備法に基づき、ハード・ソフト両面からみて外国人旅行者の宿泊に適したホテル・旅館等の登録を行い、財政投融資等によりその整備を推進するとともに、出版物・インターネット等により国内外に情報提供を行っている。

なお、平成13年6月末現在、1,082件のホテル及び2,012件の旅館が登録されている。

(3) その他の観光による地域づくりの取組(H10,11,12白書)

その他の観光による地域の活性化として、国内観光振興を目的とした、観光地域づくりモデル事業、広域連携情報観光振興会議の開催等が実施された。また、観光まちづくりの推進のため、雇用創出等につながる取組や増加する家族での自動車旅行に対応した観光基盤施設整備が行われた。

a. 観光地づくり推進モデル事業

政府の緊急経済対策（平成9年11月18日決定）を受けて、都道府県や市町村の観光を核とした地域活性化へのニーズに応えるべく、官民の総力を結集し、かつ一体となって日本人観光客のみならず外国人観光客にとっても魅力ある観光地づくりを行っていく「観光地づくり推進モデル事業」を平成9年度より実施している。

本事業は、(1)モデル地域における観光地評価、(2)(1)を踏まえた「観光地づくりプログラム」の策定、(3)(2)に基づく事業の実施からなり、(3)については、特にプログラム策定後1年間については、観光関係業界等のイベント・PR等の事業を集中的に実施することとしている。

平成9年度事業の対象地域（5ヶ所）について引き続き事業を実施するとともに、平成10年度事業としてさらに5ヶ所以内的観光地において新たに事業を実施する。

b. 広域連携観光振興会議の開催

観光のより一層の振興を図るため、「90年代観光振興行動計画(TAP90'S)」に基づき、これまで約10年間にわたり「観光立県推進会議」を開催し、地域の観光振興方策を討議するとともに、重点的・集中的なキャンペーン等の各種施策の実施など官民一体となった取り組みを展開してきた。今後は、この成果をさらに発展させ、原則として地方ブロック単位で「広域連携観光振興会議」(WAC21)を開催し、広域連携による観光振興を図るとともに地域の活性化・国際化を目指すこととしており、平成10年11月に第1回WAC21が東北ブロックにおいて開催された。

c. 観光振興を通じた雇用創出、まちづくり

観光分野における良質な労働者を育成するため、平成12年2月から3月にかけて全国約100ヶ所で「観光ワーキングセミナー」を開催し、平成12年3月には、ビデオ、CD-ROM等による観光サービス業の職場紹介等の情報提供を行う「観光ワーキング紹介ライブラリー」を開設した。

また、平成12年度より学識経験者等からなる観光まちづくりアドバイザーを地域に派遣し、観光まちづくりや人材育成等の取り組みに関する提言等を行うことにより、観光による地域の振興、雇用の創出を図ることも行っている。

d. 観光基盤施設の整備

自然の中に低廉かつ快適に利用できるオートキャンプ施設（テントサイトまで車で乗り入れられるキャンプ場）を滞在基地として整備している。この自動車旅行拠点は、現在13地区で整備が終了し、3地区で整備が行われている。

また、平成12年度から新たに小グループや家族が自動車を利用して行う旅行が大幅に拡大しているのに伴い、自動車旅行者の利便の増進を図り、魅力ある個性的な観光地を創出するため、一定のテーマの下に、観光案内板、休憩施設の整備を行う「広域観光テーマルート」の整備事業の制度が創設された。

このほか、観光基盤施設として、国際交流拠点・快適観光空間の整備が行われている。

e. 地域観光情報提供の推進

多様な旅行ニーズや情報化に対応し、観光GISの利用促進及び観光情報の標準化を図り、地域の観光情報の提供手段を飛躍的に拡大させることを目的として平成11年11月に設立された「観光GIS利用促進協議会」や地域の観光情報の発信源である地方自治体と連携し、新たな観光情報の提供方策について検討しているところである。

2. 2 地域における新たな観光拠点等の創造

2. 2. 1 海の駅(RI 白書)

平成 21 年以降、既存の港湾施設やマリーナ、フィッシャリーナ等を活用した「海の駅」の設置を推進した。海の駅は、平成 30 年 3 月末時点で 161 駅が登録されており、国土交通省では、陸と海とをつなぐ接点として、訪れた人が楽しめるよう、レンタルボートを利用したクルージングや海産物の販売、漁業体験、イベントの実施等、地域の特性を活かした様々な取組に対する支援を行った。また、関係機関と連携して、その魅力の増大、認知度の向上、防災・救難拠点としての活用などにも取り組んだ。

平成 31 年 3 月末時点において、全国に 168 駅が登録された海の駅を活用し、従来のプレジャーボートユーザーだけでなく旅行者等がクルージングを楽しめるよう、「海の駅」を寄港地として近郊の観光地やグルメスポット等を巡るためのモデルルートである「マリンチック街道」を選定した。この「マリンチック街道」をより多くの地域に展開することを目指し、平成 31 年 3 月に新しいモデルルートを 11 ルート選定した。

2. 2. 2 外国人旅行者の受け入れに係る鉄道・バス交通の整備(H15~18 白書)

駅におけるナンバリング（番号制）の導入について営団地下鉄及び東京都交通局とともに検討を行った結果、平成 16 年 4 月に東京の地下鉄において路線名と駅名をアルファベットや数字で表し、現在の路線名や駅名に併記することとなった。

また、平成 16 年度において、観光推奨バス路線を指定し、車両や路線図にカラーリングを施すことや、行き先表示に外国語表記を加えることなどの実証実験を行うこととしている。平成 16 年度において、東京と大阪の地下鉄等において、路線名と駅名にそれらをアルファベットや数字で表したものと併記するナンバリング（番号制）を実施した。

平成 18 年 3 月に「公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン」を策定した。

3. 本格的なインバウンド観光振興（平成後期）

3. 1 主要な観光振興計画・施策の流れ

平成14年12月よりインバウンド振興「ビジット・ジャパンキャンペーン」が開始されていたが、平成19年1月の「観光立国推進基本法」制定及び6月の「観光立国推進基本計画（第一次）閣議決定により、観光行政は新たなフェーズに入ったといえる。平成20年10月には「観光庁」が発足した。観光庁発足当初は平成20年7月施行の「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（観光圏整備法）」などの地域振興策にも注力、爆発的なインバウンドの伸びを踏まえて内閣府主導で作成された平成28年3月の「明日の日本を支える観光ビジョン」では「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」とされた。

経済成長が停滞する中で、インバウンドによる外貨獲得と地方創生の両面で観光が主要政策の一つとなったといえる。また、こうした主要政策の財源確保のため、平成31年1月より「国際観光旅客税」の徵収が開始され、観光庁が関与する財源も大幅に拡大した。

他方、他国例のない急速なインバウンドの進展は、特定の地域に観光客が集中するオーバーツーリズム問題を顕在化させた。平成30年6月に観光庁長官を本部長とする「持続可能な観光推進本部」を設置、その後さまざまなオーバーツーリズム対策を講じるとともに、現行の「観光立国推進基本計画（第四次）」（令和5年3月）では、持続可能な観光地づくりが最上位の目標となっている。

3. 1. 1 観光立国推進基本法制定と観光庁設立(H19白書)

平成19年1月の「観光立国推進基本法」制定及び平成20年10月の「観光庁」設立は、日本の観光行政の大きな転機であった。観光立国推進基本法は、昭和8年に制定された旧「観光基本法」の全部を改正し、題名を「観光立国推進基本法」に改めることにより、観光を21世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置付けた。前文では、観光の意義を①地域経済の活性化、②健康の増進、③豊かな生活環境の創造、④国際相互理解の増進とし、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであるとしている。観光庁は発足時に「観光庁ビジョン」を掲げ、住んでよし、訪れてよしの国づくりに向けて目標を定めて取組を進めるとした。「観光立国推進基本計画（第一次）」（平成19年6月）は、5つの目標を掲げている。

5つの基本的な目標

- ① 訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指す。
- ② 我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。
- ③ 日本人の国内観光旅行による一人当たりの宿泊数を平成22年度までにもう1泊増やし、年間4泊にすることを目標とする。
- ④ 日本人の海外旅行者数を平成22年までに2,000万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。
- ⑤ 旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな

需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成 22 年度までに 30 兆円にすることを目標とする。

(1) 「観光立国推進基本法」(平成 19 年 1 月施行)と「観光立国推進基本計画」(平成 19 年 6 月閣議決定)(H19 白書)

観光の持つ意義を踏まえ、平成 15 年以降、観光立国の実現を国家的な政策課題として位置付け、政府を挙げて様々な取組が行われたところであり、18 年 12 月には「観光基本法」を全面改正する「観光立国推進基本法」が成立し、19 年 1 月 1 日より施行された。これ基づき、同年 6 月には、観光立国の実現に関する基本的な計画である「観光立国推進基本計画」が閣議決定された。同基本計画では、これまで重点を置いてきた外国人の訪日旅行に加え、日本人の海外旅行及び国内旅行の促進という 3 つの視点から取組を強化することとされるとともに、今後達成すべき 5 つの基本的な目標が年次を定めて掲げられ、その実現のための具体的な施策が定められた。

a. 5 つの基本的な目標[再掲]

- ① 訪日外国人旅行者数を平成 22 年までに 1,000 万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指す。
- ② 我が国における国際会議の開催件数を平成 23 年までに 5 割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。
- ③ 日本人の国内観光旅行による一人当たりの宿泊数を平成 22 年度までにもう 1 泊増やし、年間 4 泊にすることを目標とする。
- ④ 日本人の海外旅行者数を平成 22 年までに 2,000 万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。
- ⑤ 旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成 22 年度までに 30 兆円にすることを目標とする。

b. 4 つの基本方針

- ① 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
 - ・国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
 - ・観光資源等の保護、育成
 - ・交通施設の総合的な整備
- ② 観光産業の国際競争力の強化
 - ・観光産業の国際競争力の強化
 - ・観光振興に寄与する人材の育成
- ③ 国際観光の振興
 - ・外国人観光旅客の来訪の促進
 - ・国際相互交流の促進
- ④ 国内外からの観光旅行の促進のための環境の整備
 - ・観光旅行の容易化、円滑化

- ・観光旅行者に対する接遇の向上
- ・観光旅行者の利便の増進
- ・観光旅行の安全の確保
- ・新たな観光旅行の分野の開拓
- ・観光地の環境、景観の保全
- ・観光に関する統計の整備

(出典：H18.2 観光庁　観光立国推進基本法の概要
<https://www.mlit.go.jp/common/000058546.pdf>)

(2) 観光庁設立（「観光庁ビジョン」）（平成 20 年 10 月）(H20 白書)

平成 18 年 12 月に観光立国推進基本法が成立するとともに、平成 19 年 6 月には観光立国推進基本計画が閣議決定されているが、国を挙げて観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 20 年 10 月に「観光庁」が発足した。今後、観光庁を中心として、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興、観光旅行促進のための環境整備に取組み、観光立国実現を目指していくこととしている。

発足時の体制は、観光庁長官、次長等の幹部以下、6 課・2 参事官体制、102 名であり、観光庁は観光庁の理念、行動憲章等からなる「観光庁ビジョン」を発表した。

なお、平成 30 年 7 月には 6 課・5 参事官体制、人員は 200 名となっている。（出典：観光庁のあゆみ）

a. 観光庁の理念

私たちは、「観光立国の実現」を通じて、我が国経済社会の活性化、活力に満ちた地域社会の実現の促進、国際相互理解の増進や国際平和の実現、健康で文化的な生活の実現などに貢献します。

このため、具体的な目標を定めて、以下のとおり「住んでよし、訪れてよしの国づくり」に取り組みます。

- ・我が国の魅力を内外に発信します。
- ・国内外の交流人口を拡大し、我が国や地域を元気にします。
- ・地域の自律的な観光地づくりを応援します。
- ・観光関連産業を活性化します。
- ・すべての人が旅行しやすい環境を整備します。

b. 観光庁の行動憲章

私たちは、国の行政の新しい姿を目指し、「開かれた観光庁」として新しい意識と組織文化の創造に職員一人一人が取り組みます。

c. 観光庁 5 か条

- ・民間、地方自治体、他省庁などと交流し、新しい力を發揮します。
- ・タテ割りに陥ることなく、無駄を省いてスピード感を持ち、迅速に成果を出します。

- ・積極的に情報を発信し、仕事のプロセスや結果を公開します。
- ・専門性の向上に努め、観光に関する相談には幅広く応じます。
- ・壁のない自由なコミュニケーションを徹底し、働きやすい職場環境を作ります。

d. 観光庁の体制の変遷

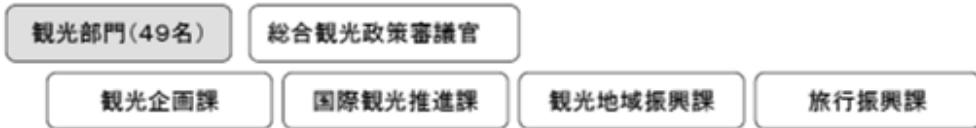
平成15年度にビジット・ジャパン・キャンペーンを開始した際の国土交通省総合政策局観光部から、平成末まで、観光を取り巻く環境の変化等に連れて観光庁の体制は拡充していった。

3. 観光庁(観光部門)組織の変遷

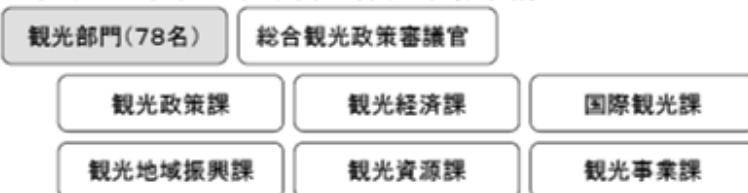
15年度～ ビジット・ジャパン・キャンペーン開始



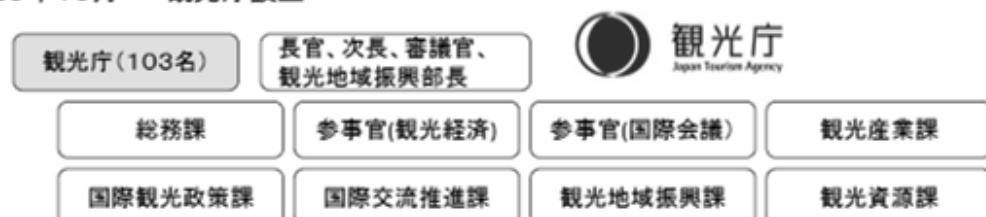
16年7月～ 総合政策局観光部が解体され観光部門へ



18年7月～ 総合政策局観光部門の組織改編



20年10月～ 観光庁設立



25年7月～ インバウンド推進体制の強化による組織変更

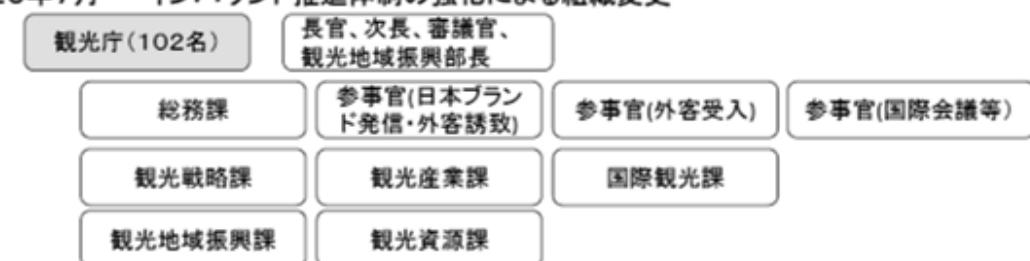
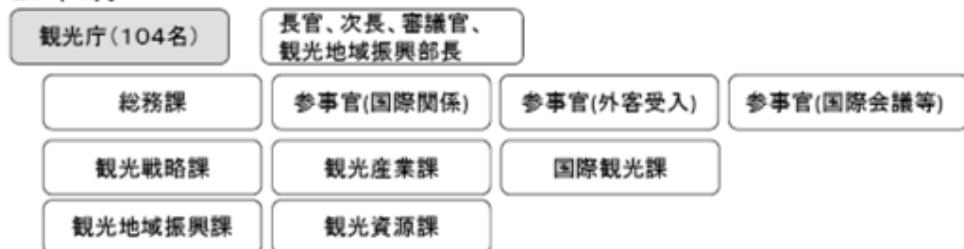


図 17-4 観光庁（観光部門）組織の変遷（1/2）

出典：「観光庁 10 年のあゆみ」観光庁

3. 観光庁(観光部門)組織の変遷

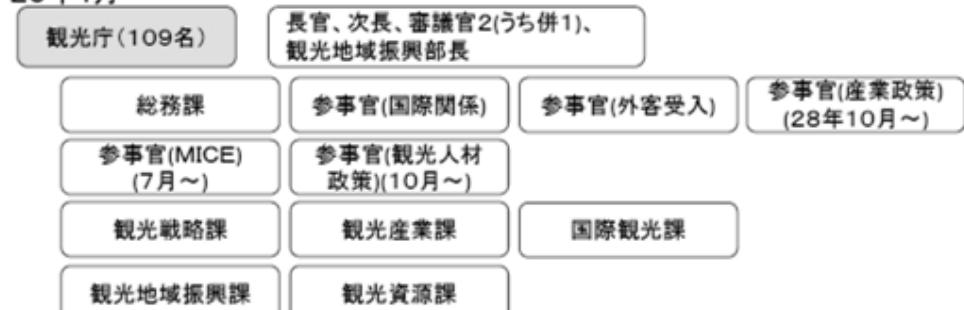
27年4月～



～「明日の日本を支える観光ビジョン」決定(28年3月)～
～「観光立国推進基本計画」決定(29年3月)～

(観光人材育成、MICE誘致促進に係る体制の強化)

29年4月～



30年7月～

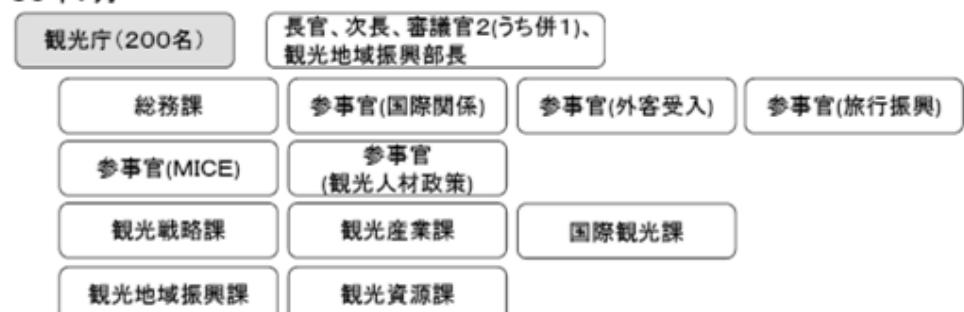


図 17-5 観光庁(観光部門)組織の変遷(2/2)

出典:「観光庁10年のあゆみ」観光庁

(3) 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(通称:観光圏整備法)」
(平成20年7月施行)(H20白書)

観光庁発足直前の平成20年7月、農林水産省との共管による「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(観光圏整備法)」が施行された。観光地が広域的に連携した「観光圏」を整備し、国内外の観光客が2泊3日以上滞在できるエリアの形成を目指すこととされた。国は地域が連携して行う取組に対して総合的な支援をしており、観光圏整備事業補助制度(注)では、民間組織が実施する宿泊魅力向上事業や観光資源活用事業等について、農山漁村活性化プロジェクト交付金による事業と連携しつつ支援を行い、平成20年度は、観光圏整備実施計画を16件認定した。

また、観光を軸とした地域づくりの取組を所管の事業や施策により総合的に支援する観光地域づくり実践プランにおいては、観光圏の形成を図ろうとする地域の立ち上げ段階や、観光圏整備事業の円滑な実施促進に係る社会資本整備事業について支援を行っている。なお、地域の観光まちづくりに関する優れた事例を掲載した事例集を取りまとめ、内外に情報発信し、地域の観光地づくりの取組をサポートしている。

(注)地方公共団体が作成する観光圏整備計画に沿って観光整備事業を行う者が観光圏整備実施計画を作成し、国土交通大臣から認定され、さらに第三者委員会である観光圏整備事業検討会の推薦を受け、採択されると、事業経費の補助支援を受けることができる。

なお、観光整備法の基本方針は、平成24年12月、平成29年3月に改正されている。平成30年3月30日現在、13地域が観光圏として認定されている。



図17-6 観光圏整備法による観光旅客の長期滞在の促進

出典：平成13年国土交通白書（図表II-2-2-1）

3. 1. 2 ナショナルプランとしての観光振興

爆発的なインバウンドの伸びを踏まえ、平成 28 年 3 月に「明日の日本を支える観光ビジョン」が内閣府主導で作成・閣議決定された。「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」とされた。2030 年を目標年次とする「明日の日本を支える観光ビジョン」は観光振興のナショナルプランと言え、現在も観光行政の拠り所となっている。

(1) 「明日の日本を支える観光ビジョン」(H27~R1 白書)

訪日外国人旅行者数 2000 万人の目標達成も視野に入ってきたことから、次の時代の新たな目標の設定と、そのために必要な対応の検討を行うため、安倍総理を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」を平成 27 年 11 月 9 日に開催し、平成 28 年 3 月 30 日に「明日の日本を支える観光ビジョン」(観光ビジョン)を取りまとめた。

観光ビジョンにおいては、訪日外国人旅行者数、訪日外国人旅行消費額、地方部での外国人延べ宿泊者数、外国人リピーター数及び日本人国内旅行消費額について新たな目標を定めるとともに(訪日外国人旅行者数 2020 年 4,000 万人・2030 年 6,000 万人、訪日外国人旅行消費額 2020 年 8 兆円・2030 年 15 兆円など)、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、観光先進国をめざし、「3 つの視点」に沿って 35 項目の施策を打ち出し、そのうち柱となる施策を「10 の改革」として取りまとめた。

視点 1 「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」 我が国の豊富で多様な観光資源を誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくため、①迎賓館などをはじめとした魅力ある公的施設を広く国民、そして世界へと大胆に開放し、観光の呼び水とすること、②我が国の文化財について、保存優先から観光客目線での理解促進、そして活用へと大きく舵を切ること、③豊かな自然が凝縮された国立公園を、世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化すること、④主な観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへと徹底改善させること等に取り組むこととした。

視点 2 「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」 観光の力で、地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくため、⑤宿泊業や通訳案内士等に関連する 60 年以上経過した古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へと変貌させる、⑥観光の質の向上を目指して欧米豪や富裕層等を念頭に新しい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現する、⑦疲弊した温泉街や地方都市を、DMO の形成や人材育成等を通じた未来発想の経営で力強く再生・活性化されること等に取り組むこととした。

視点 3 「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」 CIQ や宿泊施設、通信・交通・決済など、受入環境整備を早急に進めるため、また、高齢者や障がい者等も含めた、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていくため、⑧CIQ、通信、交通、決済、バリアフリーなどあらゆる場面でのソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現すること、⑨高速交通ネットワークを活用した「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現すること、⑩「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現することに向け、取り組むこととした。(出典:観光庁 「明日の日本を支える観光ビジョン」概要 <https://www.mlit.go.jp/common/001126601.pdf>)

平成 29 年 5 月には、観光ビジョンに掲げた目標の確実な達成に向け、今後 1 年を目途とした政府の行動計画として、「観光ビジョン実現プログラム 2017」を策定した。具体的には、①魅力ある公的施設の大胆な公開・開放など「観光資源の保存と活用のレベルアップ」、②歴史や文化だけにとどまらない新たな観光資源の開拓による『楽しい国 日本』の実現、③訪日プロモーションにおける国別戦略の徹底など「JNTO の大胆な改革」の 3 つのテーマを柱として、施策を盛り込んだ。観光ビジョンに基づく取組み等によって、平成 29 年の訪日外国人旅行者数は 19.3% 増の 2,869 万人、訪日外国人旅行消費額は 17.8% 増の 4 兆 4,162 億円と過去最高となり、この 5 年間で旅行者数は約 3.5 倍、消費額は約 4 倍に拡大した。平成 30 年には、訪日外国人旅行者数は 3,119 万人、訪日外国人旅行消費額は 4 兆 5,189 億円と過去最高となり、この 6 年間で旅行者数は約 3.7 倍、消費額は約 4.2 倍に拡大した。

3. 1. 3 本格的なインバウンド振興

平成 30 年 10 月の観光庁発足 10 周年を期にとりまとめられた「観光庁 10 年のあゆみ（観光庁）」では、10 年間の観光行政の取組領域を 15 に区分し、主要業務の変遷を整理している。ここでは、その概要を整理した。また、取組領域が特定されていない主要施策である、免税制度の導入、2020 年東京オリンピック・パラリンピック関連の取組、国際観光旅客税の導入について取りまとめた。

観光行政の取組領域 1：観光統計

観光行政の取組領域 2：観光白書（テーマ章）

観光行政の取組領域 3：観光産業

観光行政の取組領域 4：旅行振興

観光行政の取組領域 5：休暇改革

観光行政の取組領域 6：人材育成

観光行政の取組領域 7：通訳案内士

観光行政の取組領域 8：インバウンド

観光行政の取組領域 9：MICE

観光行政の取組領域 10：国際交流

観光行政の取組領域 11：ビザ

観光行政の取組領域 12：受入環境

観光行政の取組領域 13：観光地域づくり

観光行政の取組領域 14：観光資源

観光行政の取組領域 15：スポーツ

(1) 観光統計(H17~H26 白書)

主要な観光統計の整備は、平成 15 年度の「旅行・観光消費動向調査」から始まった。次いで、平成 19 年の「宿泊旅行統計調査」が創設され、平成 22 年度の「訪日外国人消費動向調査」、「全国共通基準による観光入込客統計」が整備された。平成 23 年度からは、UNWTO(国連世界観光機関)による世界共通の基準による「旅行・観光サテライト勘定」が作られ、これらの主要観光統

計は、拡張や改善を重ねながら現在まで作成・活用されている。(出典：観光庁のあゆみ)

平成 23 年度には、地域における経済や雇用に大きく貢献する「産業分野」としての観光の効果に関して、定量的に測定する方法が十分に確立されていないという問題意識を背景に、観光が地域経済に及ぼす影響を科学的に分析することを目的に、世界観光機関の後援の下、MOVE2011 という国際会議が平成 23 年 10 月にスペイン・ビルバオで開催された。MOVE2011 では、各国の担当者が、この分野における先進的な事例や手法を発表し、活発な議論が行われた。観光庁もこの会議に発表者として参加し、観光経済の実態を把握するための統計として、我が国が取り組んでいる「共通基準による観光入込客統計」と「観光地域経済調査」を紹介した。個別のケーススタディの紹介が多い中で、我が国が紹介した各都道府県の観光入込客数や消費単価を共通基準で把握する手法や、産業ごとの観光売上高比率、観光産業の地元仕入比率等が体系的に把握できる手法は各国の注目を集め、我が国の観光統計に対する関心の高さがうかがえた。この観光庁の発表に関しては、大変意欲的な取組みであるとして世界観光機関事務局からも、非常に高い評価を得るとともに、今後の観光統計整備に関して指導的な立場を發揮してほしいとの講評を得た。

(出典：H23 白書コラム)

平成 24~25 年度には全国の観光地単位で観光産業の状況を把握する「観光地域経済調査」が実施され、観光地ごとの観光売上の地域への波及を明らかにした。同時期に開始された「経済センサス」と連携したわが国初の統計調査であったが一度だけの実施となった。平成 30 年度からは、既存の主要統計を活用して都道府県別の実態を把握する「地域観光統計旅の作成が行われた。

(出典：観光庁のあゆみ)

a. 旅行・消費動向調査及び宿泊旅行統計調査

従来の観光統計については、1) 官民の様々な主体が各自の手法・目的で統計を作成しており、包括的な統計が存在しない、2) 統計作成の上の統一的な基準がなく、地域間の比較が出来ない等様々な問題点が指摘されており、観光統計を観光政策の立案や検証に十分活用できていなかった。平成 17 年に開催された「観光統計の整備に関する検討懇談会」においては、観光統計の体系的な整備の必要性が指摘され、宿泊旅行に関する統計を緊急に整備すべきとする提言がまとめられた。こうした経緯を踏まえ、平成 19 年 3月末から「宿泊旅行統計調査」(承認統計)が四半期ごと(第 1 回分としては平成 19 年 1 月~3 月期)に実施され、都道府県単位で比較可能な延べ宿泊者数・延べ外国人宿泊者数等のデータを把握・公表することとした。平成 22 年度からは、旅行・観光消費動向調査とも併せて、調査対象者数等の拡充を行うとともに、国際的に導入が進みつつある TSA(Tourism Satellite Account: 旅行・観光サテライト勘定)を本格導入したことで、観光がもたらす経済効果の国際間比較を正確に行うことが可能となった。

b. 観光入込客統計

平成 21 年度には、調査項目や調査方法を共通化して実施するための「観光入込客統計に関する共通基準」が策定され、平成 22 年度から実施された。4~6 月調査分より、共通基準による統計結果の公表を開始した。平成 23 年度には、導入済みの 45 都道府県の調査結果を取りまとめるとともに、調査結果の活用事例を都道府県と共有し、本統計を観光政策立案に活用するためのノウハウを提供した。

c. 訪日外国人消費動向調査

平成 22 年、将来的に訪日外国人旅行者数を 3,000 万人とする目標の達成に向け、訪日外国人

の消費動向を把握するための訪日外国人消費動向調査を開始した。

d. 観光地域経済調査

観光産業の基本的構造（事業者数、売上規模、雇用・就労状況等）や、観光が地域経済に及ぼす影響等を明らかにするための「観光地域経済調査」について、平成 22 年度に試験調査、平成 23 年度に予備的調査を実施した。また、平成 24 年度からは、経済センサスと連動し、全国約 10 万事業所を対象として調査を本格実施した。平成 25 年 8 月に速報結果が、平成 27 年 7 月に書く方結果が公表された。

(2) 観光白書(テーマ章)

観光白書のテーマ章は、その時点での観光行政の関心事項を独自調査によって分析し、とりまとめを行うものである。

平成 20 年代は、観光をめぐる国際情勢と政府を挙げた観光政策の推進（平成 21 年度）等の国内外の観光概況の把握とわが国での政策の提言といったテーマが多くかった。平成後期は、進展するインバウンドの状況を踏まえ、その課題等を分析するテーマが増加した（平成 27 年度拡大するインバウンド消費と変貌する産業・地域、等）。

このようなトレンドがあるものの、東日本大震災の被害と復興に向けて（平成 23 年度）、観光とオリンピック・パラリンピック（平成 26 年度）等の時事テーマが取り上げられている。

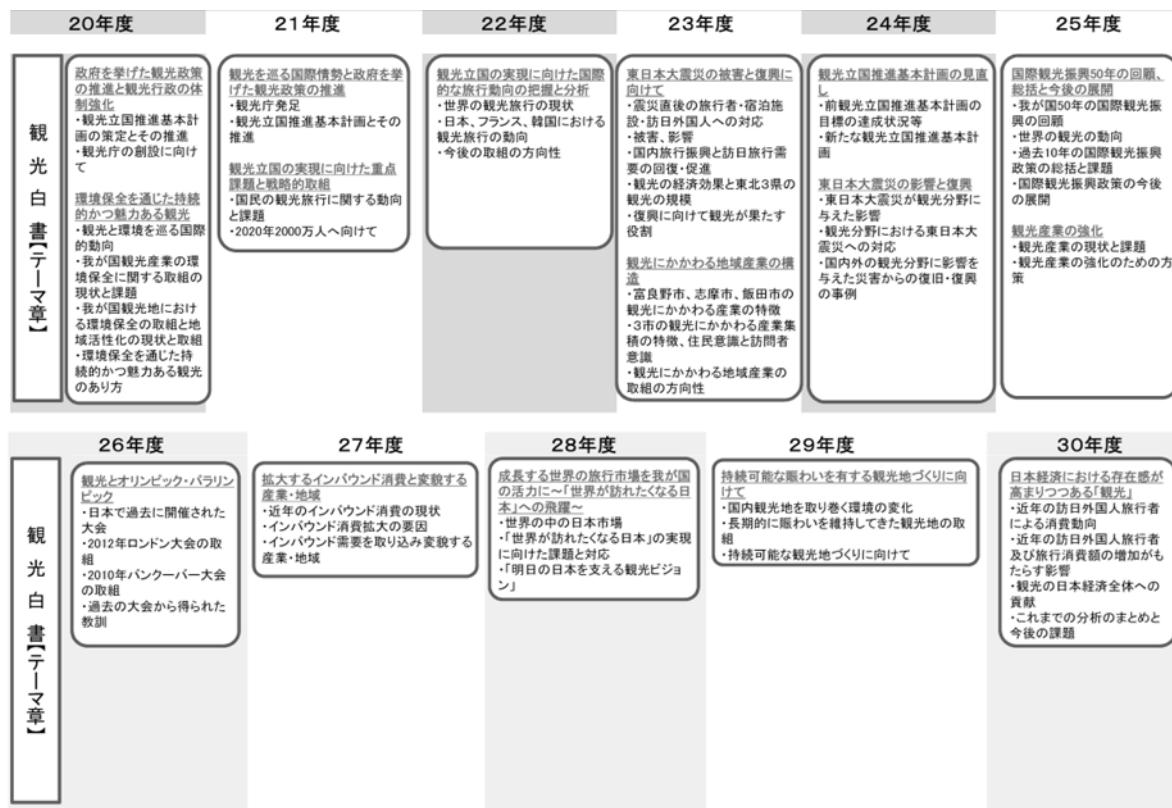


図 17-7 観光庁の主要業務の変遷（観光白書（テーマ章））

出典：「観光庁 10 年のあゆみ」観光庁

(3) 観光産業(H18~R1 白書)

観光における産業政策の主要な対象は、旅行業と宿泊業である。

a. 旅行業

旅行業については、観光圏内限定旅行業者代理業の開始（平成 20 年度）、第 3 種旅行業の業務範囲の拡大（平成 21 年度）、地域限定旅行業開始（平成 24 年度）など、業容の拡大及び地域性を重視する方向で施策が進められた。

b. 宿泊業

宿泊業については、生産性向上を図る観光産業のイノベーション事業（平成 20～22 年度）、ホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価の見直し（平成 23～25 年度）、宿泊施設インバウンド対応支援事業（平成 27 年度から）等が実施された。（出典：観光庁のあゆみ）

平成 27 年度には、訪日外国人の急増に伴い、都市部のホテルを中心として宿泊需給が逼迫する状態が続くようになったことを受け、稼働率に余裕のある旅館及び地方部への誘客を図る一環として、Wi-Fi 環境の整備、宿泊施設のトイレ洋式化など、外国人を受け入れるための環境整備が図られた。また、観光案内所や集客施設などにおける空室情報の提供を強化するとともに、JNTO のウェブサイトに設けた宿泊施設の総合案内サイトを通じて、外国人旅行者向けに日本の多様な宿泊施設の情報を発信した。その後、規制改革実施計画（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）及び「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」の最終報告書（同年 6 月取りまとめ）の内容を踏まえ、適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスが推進できるよう、「住宅宿泊事業法」が平成 29 年 6 月に成立、平成 30 年 6 月に施行され、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度について、運用を開始した。

c. ユニバーサルツーリズム

ユニバーサルツーリズムの実現・促進に係る取組は、平成 18 年度から継続的に行われている。ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光を促進するため、平成 18 年から「ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光促進事業検討委員会」を開催して課題の整理を行い、これを踏まえて 20 年 3 月に旅行商品及び観光地のユニバーサルデザイン化のためのガイドラインを策定した。平成 21 年には、高齢者や障害のある方等が参加しやすい旅行商品を企画・造成する際のチェックシートを作成した。平成 29 年 2 月には、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議において決定した「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に基づき、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としてユニバーサルデザインの社会づくり（心のバリアフリー、街づくり）を推進し、大会以降のレガシーとして残していくため、交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正内容の方向性の整理、観光地全体のバリアフリー状況についてのモデル的な評価の実施等が行われた。また、バス・タクシーのバリアフリー車両導入促進を図ったほか、旅客船についてバリアフリー優良事例を収集し、情報発信を行った。28 年 1 月に東京都内における「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針」を策定するとともに、同年 9 月に千葉、埼玉、神奈川県内における同様の取組方針を策定し、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用等による道路標識の改善に取り組んだ。さらに、全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路について、駅前広場等の歩行空間のユニバーサルデザイン化を重点的に支援した。加えて、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化について支援した。空港においては、旅客ターミナルビルの対応に関する数値目標を設定するとともに、旅客利便性を向

上させるため、羽田空港国際線ターミナルのタクシー乗り場再配置等を実施した。観光案内所においては、高齢者・障害者等を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するため、バリアフリー旅行相談窓口機能を付加するモデル構築に取り組んだ。

平成末期には、高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル作成（平成30年度）、宿泊施設バリアフリー化支援事業（平成29年度開始）が実施された。

d. 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開（R2白書）

観光庁と包括的連携協定を締結している(株)地域経済活性化支援機構（REVIC）において、令和元年6月、地域の観光資源の磨き上げ等を図るため「観光遺産产业化ファンド」が設立された。観光庁では、同機構と連携して、本ファンドの設立に向けたファンドの方針や投資分野の選定を行ったほか、関係省庁等と同機構からなる会議を開催するなどの取組みを行った。

e. その他

平成24年度には、同年4月の関越道における事故を受けた高速ツアーバス等の安全対策の強化、同年11月の中国での遭難事故を受けたツアー客の安全確保策の実施なども行われた。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
観光産業	国土旅行代理店事業者登録制度開始 地方型旅行商品の促進のため、旅行業者の特例により、国土交通大臣の認定を受けた準有認定地区内の宿泊者が、観光圏内の宿泊者の旅行について、旅行業者代理権を認めることを可能化 観光圏内准有認定旅行業者登録制度。	観光地内旅行業者の業務範囲の拡大 中小旅行業者が支那旅行の途次・着事を行いやすくなるため、第3種旅行業者が一定の条件下で基幹型企画旅行を実施できるよう、規制緩和を段階的に実施。			地域限定旅行業開始 着地型旅行の商品提供を促進するため、「地域限定旅行業」を認定。営業登録金の申請額を引き下げ、旅館業者の区域のみで旅行業者を行う者の旅行業への参入を容易化。	
観光産業	地域住民の魅力を生かした旅行商品の創出 旅行業ニーズの多様化を踏まえ、地域固有の資源を活用した魅力ある旅行商品の創出・流通により、新たな旅行需要の創出と地域の活性化を図る観点から、地域の魅力度力を熟知した地元の觀光関係者と旅行会社の連携・協働を促進するため、「観光まちづくりコンサルティング事業」を実施。	ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進 ユニバーサルデザインに配慮した旅行商品・旅行システムのあり方及び観光地のユニバーサルデザイン化のための取組を実施。	ユニバーサルワールド認定事業 ユニバーサルワーリズム・移動制約者の告む誰もが安心して楽しむことができる旅行の普及に向けて、地方自治体やNPO等の幅広い関係者による協力の下、地域の受け体制強化や旅行商品の創出・貢献の促進のための自発委員会。		世界最高・最高端の觀光産業を目指して一丸化産業政策推進会議～「観光産業政策検討会」の議論を踏まえ、世界最高・最高端の觀光産業を目指して取り組むべき課題・方針等について、提言をとりまとめた。	観光産業政策検討会議～に基づく具体化的 旅行業者のあり方・運行・達成度の見直し、省沿革の情報提供制度等について、移転販売を推進し、運営内容に沿った取組を実施。
観光産業	觀光産業のイノベーション促進事業 觀光産業の生産性向上や④競争力の強化を図ることを目的とした「觀光産業のイノベーション促進事業」を実施。	觀光インフレーンジング対策の推進 平成24年3月の春型インフレーンジング発生により觀光関連事業に大きな影響が出たことを受け、「觀光関連事業における感染症風評被害対策マニュアル」をとりまとめ、緊急時に迅速な対応がとれるようにした。	宿泊施設における被災者の受け入れ支援 関係者会合と連携し、震害移動法の適用等により、宿泊施設における被災者の受け入れを実現。	原子力損害賠償問題への共済協議第1回委員会事務所事故による觀光産業への風評被害について、観光庁による賄賂行為による賄賂事件の調査結果から、改めて調査を実施。	「高速ツアーバス」等の安全対策の強化 平成24年4月の駆逐通路における高齢ツアーバス事務室を受け、直通ツアーバス会社実施する旅行業者の東京バス事業者への早急移行を促進するとともに、移行までの間に沿る高速ツアーバスの安全性確保を実施。また、平成24年11月の中国方面の長崎府行司における道路事故を受け、ツアーバスの安全確保を実施。	
観光産業		ホテル・旅館の建物に係る認定資格制度の見直し ホテル・旅館の建物の質的向上に取組を奨励することにより、ホテル・旅館の適正な事業活動を確保し、地域経済への貢献、觀光立国の確実化を図る。	住宅建築事業法の成立 多様な居住ニーズ等に対応するため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた住宅建築事業法が平成29年6月に成立。	健やかな民泊サービスの普及に関する取組 健やかな民泊サービスの普及を図るため、民泊制度に関するポータルサイトやコールセンターの新設や、賃貸法令及びガイドラインの策定等を実施。		
観光産業		観光商談オンライン化支援事業 訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上等のため、旅館・ホテル等が行うオンライン化受入のための標準登録を支援。	「民泊サービス」のあり方に関する検討会・開催 「健やかな民泊計画」(平成27年6月30日閣議決定)を受け、厚生労働省とともに「民泊サービス」のあり方にについて検討するため検討会を立ち上げ、意見書をとりまとめた。	「民泊サービス」の普及に関する取組 健やかな民泊サービスの普及を図るため、民泊制度に関するポータルサイトやコールセンターの新設や、賃貸法令及びガイドラインの策定等を実施。		
観光産業	ユニバーサルワールド認定事業 ユニバーサルワーリズム「移動制約者の告む誰もが安心して楽しむことができる旅行」の普及に向けて、地方自治体やNPO等の幅広い関係者による協力の下、地域の受け体制強化や旅行商品の創出・貢献の促進のための取組を実施。			「高齢の方・障害のある方などをお迎えるための接遇マニュアル」(以下「ユニバーサルデザイン2020行動計画」)平成29年2月策定を受け、ホテル・旅館・旅行会社・觀光業界各の觀光関係者が心の「ワクアワー」を実現できるように掲げマニュアルを作成。	觀光施設パワーフリー化促進事業 高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者が安全・安心に利便可能な観光施設の提供を促進するため、旅館・ホテル等が行うパワーフリー化の改善等を支援。	

図 17-8 観光庁の主要業務の変遷（観光産業）

出典：「観光庁 10 年のあゆみ」観光庁

(4) 旅行振興

ここでいう旅行振興は、国民による旅行の振興のことである。

平成中期までは、旅行実施率が低下してきた若年層「若者」の分析（平成 22～23 年度若者旅行振興研究会）を踏まえ、講師が学生に旅の魅力を伝える「若者★授業」（平成 24 年度開始）などが実施された。平成中期から後期にかけては、オンライン旅行取引の適正化（平成 27 年度から）、旅行業界における情報セキュリティ対策の強化（平成 29～30 年度）あるいは貸切バスの安全対策強化（平成 28 年度開始）といった、旅行業法の改正に関わる施策も講じられた。（出典：観光庁のあゆみ）



図 17-9 観光庁の主要業務の変遷（旅行振興）

出典：「観光庁 10 年のあゆみ」観光庁

(5) 休暇改革(H22～H26 白書)

国内旅行のピーク平準化等を目的として、各種のモデル事業が取り組まれた。文部科学省と連携して実施した家族の時間づくりプロジェクト（平成 22 年度開始）、内閣府・厚生労働省・経済産業省と共同で企業と連携して休暇取得と旅行実施を促進する「ポジティブオフ」運動（平成 23 年度開始）などである。（出典：観光庁のあゆみ）

家族の時間づくりプロジェクトについては、地域ぐるみの「家族の時間づくり」を目的として、企業における有給休暇取得促進と学校休業の柔軟な設定により、大人と子どもの休みのマッチングを行う休暇取得・分散化促進実証事業として平成 22 年度には全国 9 地域において実施された。

また、休暇を取得して外出や旅行等を楽しむことを積極的に促進し、休暇（オフ）を前向き（ポジティブ）にとらえて楽しむ「ポジティブオフ」運動は平成 23 年 7 月に開始された。この運動は、休暇を取得しやすい職場環境を整えつつ、休暇を活用した外出・旅行等による経済活性化にも貢献し、長期的には、ワーク・ライフ・バランスの実現や休暇を楽しむライフスタイル等の「ライフスタイル・イノベーション」へつなげていくことを目的としており、内閣府、厚生労働省、経済産業省と共同して提唱・推進している。

(6) 人材育成(H16~R1 白書)

人材育成の領域では、地域での取組を支援する人材の派遣や育成（観光カリスマ塾の開催（平成 16~22 年度）、観光地域づくり人材育成事業（平成 21~23 年度）、観光教育の標準化・高度化（平成 20~23 年度）などが、平成初期に開始または実施された。

平成中期以降は、観光地域や観光産業の中核を担うマネージャーの育成に係る取組が大幅に増加した（観光中核人材育成事業（平成 24 年度）、产学研連携による観光産業の中核人材育成・強化事業（平成 27 年度開始））。（出典：観光庁のあゆみ）

a. 観光地域プロデューサー

魅力ある観光地づくりのためには、地域の魅力を生かした商品開発、地域プロモーション等のプロデュースが必要であるが、自発的かつ自立的な取組みが十分に行われていない状況である。地域一体となった観光振興の取組みを牽引する人材を発掘し育成した上で、その人材を欲している地域への橋渡しを行う「観光地域プロデューサー」モデル事業として平成 19 年度は 5 地域 5 名を選定した。平成 20 年度は新たに 3 地域 3 名を選定し、平成 19 年度選定と合わせて 8 地域 8 名となった。また、「観光地域プロデューサー」希望者と地域の情報を一元管理する「観光地域プロデューサー・データベース」の試行的運用を開始した。

b. 観光カリスマ塾

平成 16 年から観光地域の活性化の核となる人材を育成するため、観光地の活性化に成功した全国各地の観光カリスマを講師として迎え、その成功のノウハウの伝授、活動の現場体験、受講生によるワークショップ等をセミナー方式で集中的に行う観光カリスマ塾を各地で開催された。その後も、平成 17 年度には、群馬県草津町等 5 地区、平成 18 年度には、兵庫県豊岡市等 9 地区、平成 19 年度は、広島県呉市等 8 地区、平成 20 年度は、鹿児島県指宿市等 8 地区、平成 21 年度は 8 地区、平成 22 年度は 9 地区で開催された。

c. 観光地域づくり人材育成事業

各地域における観光地域づくりを担う人材を育成するために、平成 20 年 6 月に「観光地域づくり人材育成シンポジウム」を開催するとともに、同年 10 月に「観光地域づくり人材育成支援メーリングリスト」を開設した。平成 21 年 10 月からは、地域の人材育成の指針となるガイドラインの策定に取り組み、同年 6 月からは「観光地域づくり人材シンポジウム」を継続的に開催し、22 年度には、「観光地域づくり人材育成ガイドライン案」に即した研修を実施した。平成 22 年 2 月に「観光地域づくり人材育成支援 WEB」を開設、するなど、地域のネットワーク化を進めて

いる。

d. 観光関係人材育成のための産学官連携方策の推進

平成 19 年 1 月から観光学部・学科を設置する大学、業界団体、関係省庁からなる「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」を開催して課題認識の共有化等を進め、平成 20 年度からは、「インターンシップモデル事業」の実施や「カリキュラムワーキンググループ」の設置等を行うなど、観光産業の中核を担う優秀な人材の育成を推進した。平成 22 年 10 月からは、「観光経営マネジメント教育推進ワーキンググループ」を開催し、「インターンシップモデル事業」を継続している。平成 28 年には、我が国の観光産業全体を牽引できるトップレベルの人材を育成することを目的に、一橋大学及び京都大学の大学院段階（MBA を含む）に観光の経営人材を恒常に育成する拠点の平成 30 年の設置に向け、産学官連携によるカリキュラム内容の検討等を開始したし、平成 30 年 4 月には「観光 MBA」が設置された。中核レベルの人材については、平成 27 年度に行った小樽商科大学での教育プログラムを水平展開し、和歌山大学及び大分大学において地域の宿泊産業の経営力向上に向けた講座を開講するとともに、産業界が求める人材ニーズ等に係る調査を行った。その後、平成 29 年度に採択した青森大学、鹿児島大学、東洋大学、明海大学、平成 30 年度に採択した神戸山手大学、信州大学、横浜商科大学の 7 大学において地域の宿泊業等の経営力向上に向けた講座を開講した。実務レベルの人材については、観光産業の人手不足の対応として、専修学校のカリキュラム内容についての調査や、観光産業を志望する学生や働きたいシニア・女性などに対する就業ニーズ等の調査やワークショップの開催を実施した。

(7) 通訳案内士(H9~H17,H23~H30 白書)

通訳案内士については、インバウンド伸長が本格化する平成期の中盤から確保・育成に向けた取組が加速し、地域限定特例通訳案内士制度の導入（「通訳案内士法の改正」平成 9 年 6 月）、さらに、地域限定特区等での特例措置（「総合特別区域法」成立（平成 23 年度）、沖縄や福島での特例育成計画策定（平成 24 年度））の実施につながった。（出典：観光庁のあゆみ）

平成 8 年 4 月に提言された「ウェルカムプラン 21（訪日観光交流倍増計画）」に盛り込まれている訪日外国人旅行者を増大させ、日本各地の観光地を振興していくための施策の実施を関係省庁、地方公共団体、観光産業等とともに図っており、概ね 10 年間で訪日外国人旅行者数を倍増させることを目指していた。特に地方観光圏への誘客については、「外国人観光旅客の来訪地域の多様化による国際観光の振興に関する法律」（平成 9 年 6 月施行）に基づき、海外における宣伝、外国人観光旅客の国内における旅行に要する費用の低廉化、接遇の向上等、来訪地域の多様化を促進するための各般の施策を講じた。

法律の主な内容は以下のとおりである。

1. 運輸大臣は、外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する基本方針を定める。

2. 都道府県は、地域の特性を生かした観光ルートの作成により外国人観光旅客の来訪を促進する地域について、外客来訪促進計画を定めることができる。計画達成のため、国及び地方公共団体は支援に努め、国際観光振興会は海外宣伝等の措置を講ずるよう努める。

3. 運送事業者は、外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出を共同で行うことができる。当該届出は、関係事業法規に基づく割引の届出とみなす。

4. 都道府県知事は、通訳案内業試験のうち一定の科目に合格し、特定の研修を修了し、かつ、一定の実務経験を有する者について、地域限定通訳案内業免許を与えることができる。

その後、平成 10 年 4 月には、九州地域限定の中国語に係る通訳案内業の免許交付が行われた。平成 17 年 6 月には、外国人観光客の接遇の一層の向上及び地域の創意工夫による魅力ある観光地の整備を目指す「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律(外客誘致法等の一部改正法)」が制定された(平成 17 年 8 月に一部施行・平成 18 年 4 月に全部施行)。これにより、平成 17 年 8 月に、地域において観光振興に取り組む民間組織(公益法人、NPO 法人、第三セクター等)に対する補助制度(観光ルネサンス補助制度)が創設されたほか、公共交通機関における外国語等による案内表示の義務付け、通訳案内士制度の改善及び地域限定通訳案内士制度の創設等が図られた。

平成 23 年度には、外国人旅行者の需要の多様化に的確に対応するため、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を規定した「総合特別区域法」の着実な実施を図るとともに、通訳案内士の専門性を高めるための研修等、ガイドの質の向上に関する事業を行い、通訳案内士制度の充実を図った。

平成 30 年 1 月には、通訳案内士の絶対数の不足や悪質なランドオペレーターによる高額なキックバックを前提とした土産物屋への連れ回し等の事案に対応するため、通訳案内士の業務独占規制の廃止及び名称独占の存続、通訳案内の質の確保、ランドオペレーターの登録制の導入、地域限定旅行業に係る規制緩和等を内容とする「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が施行された。

(8) インバウンド

インバウンドの取組として平成 15 年度に始まったビジット・ジャパン・キャンペーンは平成期を通じて継続した。なお、途中の平成 22 年 4 月にキャッチフレーズ及びロゴが「Yokoso Japan!」から「Japan, Endless Discovery」に変更となった。平成 25 年度以降は、訪日外国人向けた共同行動計画策定(平成 25 年度 6 月、観光庁、JNTO、経済産業省、JETRO)、観光庁内でのインバウンド推進事務局の設置(平成 26 年度)が行われ、平成 28 年の「明日の日本を支える観光ビジョン」への対応準備がなされていった。(出典: 観光庁のあゆみ)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度				
「ビック・ジャパン・キャンペーン（平成15年～）」実施成績度より「ビック・ジャパン事業」へ 「住んでよし、訪れてよしの国づくし」の変更のため、平成15年度より官民挙げての組織的計画実施キャンペーンである「ビック・ジャパン・キャンペーン」を本格的に展開。									
YOKOSO JAPAN 大使 住平成22年10月1日よりVISIT JAPAN大使 日本の魅力の発信や外国人旅行者の受け体制の充実といった取組のお手本を広く国民の皆様に知って頂くため、これらに賛同された63名の方々を「VISIT JAPAN大使（前称 YOKOSO JAPAN大使）」として任命	Japan, Endless Discovery...[平成22年4月～] 「Yokoso Japan」に代わるキャッチフレーズへと改めて、「Japan, Endless Discovery」（行きることのない感動に心酔い心醉、日本）を発表 YOKOSO JAPAN大使 住平成22年10月1日よりVISIT JAPAN大使	「風」×朝九行、「観光省ナビゲーター」として「風」（風船）が、平成22年4月～平成22年6月 中国や韓國をはじめとする東アジア各國・地域でのTVや映像媒体などを通じた海外プロモーションで「観光省ナビゲーター」として、人気グループ「風」を任免。	「Share your WISH-Japan Photo Contest」 Facebook等を活用、最終 4ヶ月間で投票者数17,070人、 投稿写真30,817枚、キャンペ ーンのFacebookファン数25 万人に達する。	訪日外国人増加に向けた 旅行会社事業 （平成23年8月20日） 訪日外国人増加に向けた、 「ビック・ジャパン」、カルチャ パン、インバント・ジャパンに 限らず他の取組みの連携について 風船F、INTO、経済産業省、 JETROの共同行動計画書を策 定し連携事業へと進展。	新設置「DISCOVER JAPAN」 SPOTEL of JAPAN ビック・ジャパン事業の開 拓を通じ、海外プロモーション の抜本的転換、PR映像、ウェ ブサイト、ガイドブックについ て「住卓人」を切り口として一 新。				
魅力ある日本のおみやげコンテスト（平成16年～平成18年） 日本のおみやげを通して日本の魅力を世界に伝える、日本への来訪を促進することを目的に、魅力的なおみやげを選定するコンテストを毎年開催。 平成25年度からは本事業を継続する意図のある民間事業者を公募し、継続事業者として「ふるさと東京実行委員会」を選定。	「Japan, Thank You」キャンペーン 東日本大震災から1年、観光省及 びINTOでは、関係省庁、地方自 治体、民間事業者等と連携し、世 界へ想めて感謝を伝える「Japan, Thank You」キャンペーンを開催。	「Japan, Thank You」キャンペ ーン大賞 INTOでは、関係省庁、地方自 治体、民間事業者等と連携し、世 界へ想めて感謝を伝える「Japan, Thank You」キャンペーンを開催。	インバウンド政策推進事務 局の設置 観光庁におけるインバウンド 政策の推進に当たり事務局 機能を強化するため、7月に 「インバウンド政策推進事務 局」を設置。国土交通省の国 際・交通部門の専属・審議官 等を観光庁に兼任し、観光庁 長官及び次長の下で、インバ ウンド政策推進を担当うこととし、 国土交通省会合などにおいてインバ ウンド政策推進体制を整備。	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
「ビック・ジャパン・キャンペーン（平成15年～）」実施成績度より「ビック・ジャパン事業」へ平成22年より「訪日プロモーション事業」 ・運営主体をINTOへ変更。 ・外国人旅館でのプロモーションを実施(H22～) ・特許も訪日プロモーション事業へ変更(H27～)	訪日外国人旅行者数、年間200 万人を実現 10月末までの累計で2000万人 を実現。平成18年の訪日外国人数 としては240万9千人を記録した。	東北デスティネーションキャンペーンの実施 東北6県の中国人旅客への接待者数 を2020年に150万人泊（2015年 の3倍）とすることを目指し、東北 に特化した海外主要市場向けの デスティネーション・キャンペーン として、集中的な項目プロモー ションを実施。	INTO、「地域プロモーション連携 室」「デジタルマーケティング室」上 設立 INTOに地域のインバウンドの数据 を後押しする「地域プロモーション 連携室」、デジタルマーケティング 実務導入のための専門部署「デジ タルマーケティング室」を設置し、 より効率的な調査を実施。	2018-2020年度訪日プロモーション 方針 平成20年度より東京オリンピック・ パラリンピック開催で盛る日本へ の注目を最大限活用するため、 平成30年～32年度の3年間の訪日 プロモーション方針を策定。	マーケティング国際本部の設置 観光庁に初めて、外務のマーケティ ング専門室も発足する「マーケティ ング戦略本部」を設置。	ビック・イースト・アジア・キャンペ ーン 日中韓3か国を旅の共通の目的地 として、東アジア域外を対象とした 「ビック・イースト・アジア・キャンペ ーン」（Visit East Asia Campaign） を、3か国が連携して実施。米国等 で3か国共同の主催者を擁する専 門組織を実施。	中国人訪日観光の質の向上を目 指した取組の実施 訪日中国人観光客から觀光に關 する意見などを受け付けていた 「訪日観光意見箱」に寄せられた 良い物に関する意見、苦情等を基 に意見取り纏め、アドバイス等を作成し、 配布等を実施。	「Enjoy Japanグローバルキャンペ ーン」の実施 日本を「欧洲、北米、亚洲」市場中心に存在する「海外旅行には絶対に行かなければ日本を 旅行先として選ぶ」と認識していい顔」をテーマに、「日本が、誰もが楽しむことが 出来る旅行目的地」であることを2020年に向けて躍動感に満ちた、アピールを行なう。	Enjoy Japan

図 17-10 観光庁の主要業務の変遷（インバウンド）

出典：「観光庁 10 年のあゆみ」観光庁

(9) MICE(H29 白書)

平成 20 年代、MICE 政策は MICE 開催地としての日本及び国内各都市の魅力・競争力強化、MICE プレイヤーの強化が進められた。

日本の魅力・競争力強化のための MICE 競争力強化委員会（平成 25 年度開始）が組織され、また、日本の魅力を伝えるため、Japan MICE Year の開催（平成 22 年度）、MICE ブランドの構築（平成 27 年度）、MICE プロモーション方針策定（平成 29 年度）等が取り組まれた。

あわせて、MICE 戦略都市の都市力強化（平成 25 年度開始）の取組が進み、当初選定の 5 都市の強化が進んだ。また、平成期後半では MICE 人材育成協議会（平成 29 年度開始）を開催、プレーヤーの人材育成を目指した。

さらに、第 196 回通常国会において「特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）」が成立し、2018 年（平成 30 年）7 月 27 日に同法が公布されたことを受け、2019 年（平成 31 年）3 月 29 日「特定 複合観光施設区域整備法施行令」を公布した。また、同法に基づき、関係政省令等の検討や、カジノ管理委員会の設立準備を進めた。

(10) 国際交流

観光に係る国際交流は、特定相手国との国際会議（日韓、日中韓、日仏等）、UNWTO や APEC 等の団体による委員会、WTTC 等の国際的な民間団体との会合などによって進められた。これらを合計すると年間平均で 3~4 回の交流が実施された。（出典：観光庁のあゆみ）

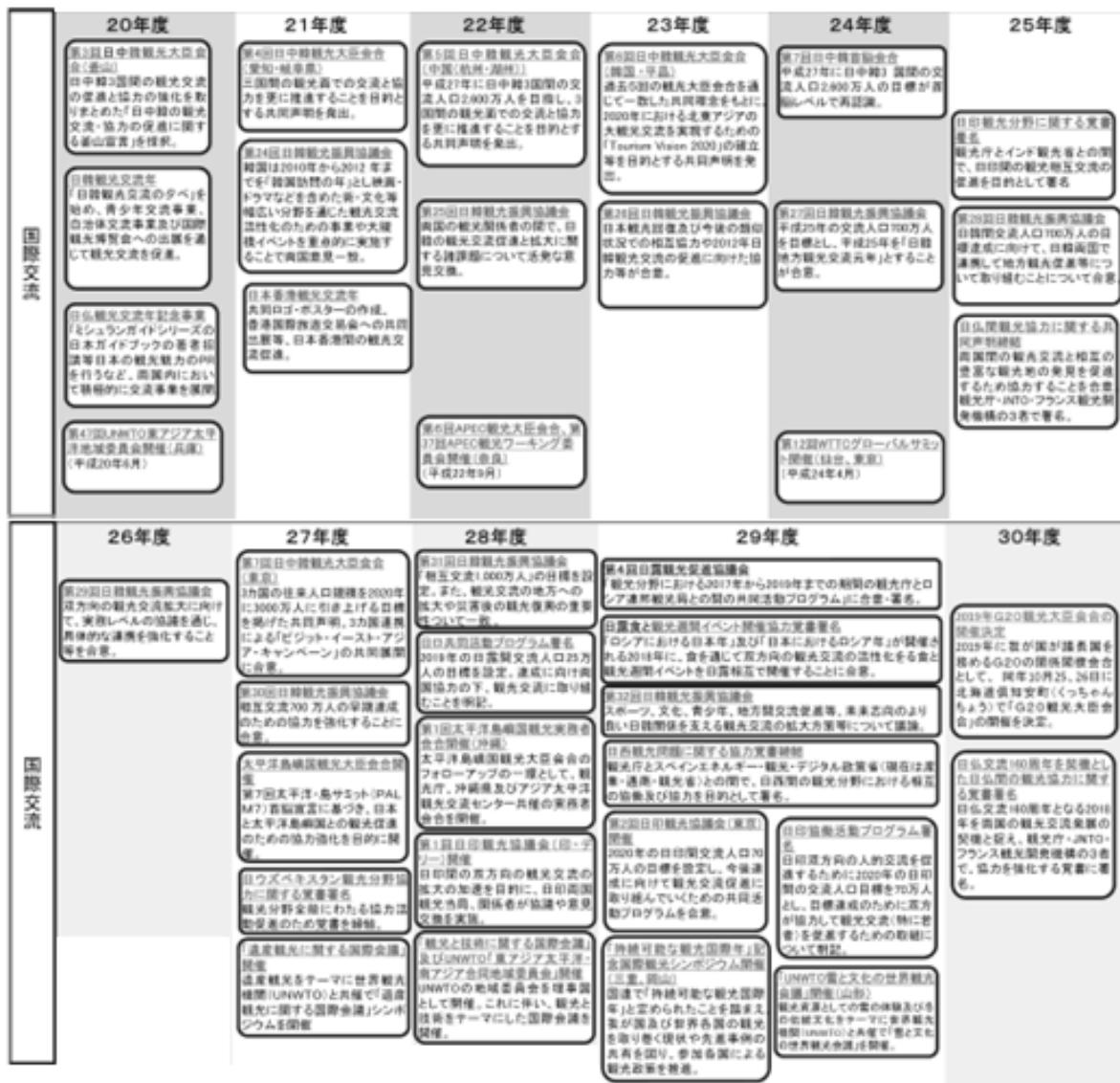


図 17-11 観光庁の主要業務の変遷（観光産業）

出典：「観光庁 10 年のあゆみ」観光庁

(II) ビザ

ビザ緩和は対象国からインバウンドの増加に大きく影響し、その後の水準をより高いものとする効果があるが、インバウンドの訪日ニーズへの対応と緩和による悪影響の防止との調整を関係省庁と図りつつ、順次、進めてきた。

a. 中国個人観光ビザ導入開始（平成 21 年度）

少人数で自由な観光との要望に応じて、平成 21 年 7 月より一定の要件を満たす場合に「団体観光」の形式によらない個人観光査証の発給を北京、上海、広州の在外公館にて開始。

b. 沖縄を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザ導入開始（平成 23 年度）

c. 中国人個人観光ビザ（シングル）発給要件の追加緩和実施（平成 23 年度）

d. 東北三県（岩手、宮城、福島）を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザ発給開始（平

成 24 年度)

e. 東南アジア向け観光ビザ緩和実施（平成 25 年度）

タイ、マレーシアへの IC 旅券ビザ免除、ベトナム、フィリピンへの数次ビザ発給、インドネシア人數次ビザ滞在期間延長を実施。

f. インド向け数次ビザ導入開始（平成 26 年度）

g. インドネシア・フィリピン・ベトナム向けビザ発給要件の大幅緩和実施（平成 26 年度）

h. インドネシア向けビザ緩和実施（平成 26 年度）

IC 旅券事前登録制によるビザ免除（12 月～）を実施。

i. 中国向けビザの緩和等実施（平成 27 年度）

商用目的、文化人・知識人數次ビザの緩和、沖縄県・東北三県数次ビザの緩和、相当な高所得者用数次ビザの導入を実施。

j. インド向け数次ビザ発給要件の大幅緩和実施（平成 28 年度）

k. ベトナム・インド向け数次ビザ発 給要件の緩和実施（平成 28 年度）

l. 中国向けビザの緩和等実施（平成 28 年度）

商用目的、文化人・知識人數次ビザを緩和。

m. ロシア向けビザの緩和等実施（平成 29 年度）

n. インド向け大学生・卒業生の一時ビザ申請手続き簡素化の実施（平成 29 年度）

o. 中国向けビザの緩和等実施（平成 29 年度）

戦略的に次のようなビザ緩和を実施。

①十分な経済力を有する者向け数次ビザの導入

②相当の高所得者向け数次ビザの緩和

③東北六県数次ビザ

④中国国外居住者に対する数次ビザの導入

⑤クレジットカード（ゴールド）所持者の一次ビザ申請手続き簡素化

p. インド向けビザの緩和等実施（平成 30 年度）

数次ビザの申請書類簡素化、数次ビザの発給対象者の拡大を実施。

q. フィリピン向けビザの緩和等実施（平成 30 年度）

（出典：観光庁のあゆみ）

(12) 受入環境(H15～R1 白書)

訪日外国人の受入環境整備は、外国人による点検（外国人によるひとり歩き点検隊（平成 20～21 年度））に始まり、言語バリアフリー化（平成 22 年度開始）、外国人向け案内所の整備（平成 24 年度に認定制度成立）、Wi-Fi 整備（受入環境整備事業（平成 22 年度開始））等へと進んだ。
（出典：観光庁のあゆみ）

言語バリアフリー化では、平成 22 年度以降、主に都市部の地下鉄等において、路線名と駅名にアルファベットや数字を併記するナンバリング（番号制）が導入されるなど、外国人旅行者の利便性の向上が図られている。また、交通拠点から目的地（主要観光地等）までの行程において、外国人旅行者に言語面での障害を感じさせないよう、交通拠点における電子看板等の案内表示に加え、交通機関内の車内放送等、様々な手段を用いて、点から線への多言語対応等を実施した。

外国人観光案内所については、訪日外国人旅行者の利便性、満足度の向上を図るため、外国人観光案内所の認定制度を導入し、平成 24 年度には全国 342 箇所を認定することで、外国人観光案内所のネットワークを構築した。さらに、東日本大震災を踏まえ、自然災害等緊急時においても訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者を対象にウェブサイトを用いて正確な情報を迅速に提供するための仕組みを構築した。

平成 25 年度には、6 月に決定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」に基づき、美術館、博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において、外国人目線に立った共通ガイドラインの策定等により、多言語対応の改善・強化に取り組んだ。また、これまで戦略拠点・地方拠点として選定された全国 49 拠点で、外国人留学生等と協力しながら、道路案内標識が外国人旅行者にも分かりやすいものとなるよう、「ローマ字」から「英語」への改善に先行的に取り組んでいる。併せて、空港や港での出入国手続の迅速化・円滑化、個人旅行者の増大に対応した公共交通の利便性向上、無料公衆無線 LAN の自主的整備の促進、海外発行クレジットカードに対応した ATM の設置の促進、ムスリム旅行者の受入環境整備(平成 24 年度開始)等に取り組んだ。さらに、訪日外国人旅行者が安心して日本を訪れ、滞在を楽しむことができるよう、地震・津波等の災害時における訪日外国人旅行者への初動対応体制を構築すべく、宿泊施設・観光施設における訪日外国人旅行者への対応マニュアルの作成や、IT (アプリ) を活用した訪日外国人旅行者への情報提供システムの整備、地方公共団体が訪日外国人旅行者への対応を地域防災計画等に盛り込むための指針の作成等に取り組んだ。

以降、多言語ガイドライン(平成 25 年度)、ムスリムおもてなしガイド(平成 27 年度)、災害関連情報提供アプリ「safety tips」(平成 27 年度)などによって施策の普及が図られた。

また、交通機関による移動の円滑化(平成 25 年度開始)、ファストレーン設置などの出入国手続きの改善(平成 25 年度開始)にも取り組んだ。

(13) 観光地域づくり(H28~R1 白書)

平成前半に引き続き、観光圈整備が進められた。また、多様化した旅行者ニーズに対応するため、地域観光イノベーション事業(平成 24~25 年度)が開始され、「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(お祭り法)」(平成 27 年 10 月施行)も活用した地域資源を活用した観光地魅力事業観光地域ブランド確立支援事業(平成 27 年度開始)等によって、地域の伝統文化、美しい自然等の地域の観光資源を活かした着地型旅行商品の造成や名産品との開発等の支援が進められた。

平成 27 年度から訪日外国人旅行者の地方への誘客を図るため、複数の広域観光周遊ルート形成計画を認定して、地域が推進する取組をパッケージで支援し、海外に協力に発信した。

また、観光圏の取組や観光地域プラットフォームづくりといった観光地域づくりを担う機関を整備していく流れを受けて、平成 27 年度から日本版 DMO の形成・確立の促進が行われた。日本版 DMO は「明日の日本を支える観光ビジョン」では、2020 年までに世界水準 DMO を全国で 100 形成という目標設定がされたが、「日本版 DMO 登録制度」における登録数は順調に増加し、2019 年(平成 31 年)3 月末時点で 237 法人となった。(出典:観光庁のあゆみ)

日本版 DMO の全国各地での形成・確立を促進するため、DMO 候補法人に対し、情報・人材・財政金融支援の 3 つの側面から支援が行われた。平成 31 年 3 月 29 日時点で 237 法人を登録し

ている。

観光 DX の源流である「観光施策における ICT の利活用の促進」(平成 26~28 年度)において、地方公共団体や DMO 等の観光地域づくりに取り組む機関等が ICT を利活用した観光施策を打ち出せるよう、調査等を実施。ICT を活用した訪日外国人の動態調査方法等を手引きとして公表した。

(14) 観光資源(H19~H24白書)

新たな顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた「ニューツーリズム」の創出・流通促進を行うことで、観光を通じた地域の活性化、将来に向け成長可能性の高い観光産業の発展、旅行を通じた新たなライフスタイル創出と真に豊かさを実感できる国民生活の実現を図るべく、長期滞在型観光、エコツーリズム、ヘルツーリズム等の地域独自の魅力を生かした「ニューツーリズム」の創出と流通を促進するため、平成 19 年度には、データベースの構築や実証事業の実施等により「ニューツーリズム」市場の形成を支援した。スポーツツーリズムについては、平成 23 年度に策定された「スポーツツーリズム推進基本方針」に基づき、平成 24 年 4 月に我が国のスポーツツーリズムの中核的組織として、地域スポーツコミッショナの設立や、国際スポーツイベントの誘致・開催への支援等を担う(一社)日本スポーツツーリズム推進機構(JSTA)が設立された。

この「ニューツーリズム創出・流通促進事業」(平成 20~21 年度)から「ニューツーリズム普及促進事業」(平成 25 年度)の間には、ショートショートフィルム、ロケツーリズム、マラソンジャパンの開催(平成 25 年度は韓国で開催)、スポーツツーリズムなどの振興に取組、平成 26 年度以降は酒蔵ツーリズムの推進も行われた。これらはテーマ別観光として平成 28 年度以降、創出・普及促進が進められている。

また、「明日の日本を支える観光ビジョン」を受けて、「美しい国 日本」実現には歴史や文化に留まらない新たな観光資源の開発が必要とされ、「最先端観光コンテンツインキュベーター事業」(平成 30 年度開始)が実施された。

もうひとつ、「明日の日本を支える観光ビジョン」を受けた取組が歴史的資源を活用した観光まちづくりであり、古民家再生をその活用等について相談開始(平成 27 年度)、全国主要都市でのセミナー開催(平成 29 年度)や人材育成(平成 30 年度開始)が進められた。

その他、訪日外国人旅行者に対する文化財の多言語解説の充実に平成 27 年度から取り組み、関係省庁との連携による「地域観資源の多言語解説整備支援事業」を平成 30 年度から実施している。(出典:観光庁のあゆみ)

(15) スポーツ(H23~H24 白書)

スポーツツーリズムについては、平成 23 年度に策定された「スポーツツーリズム推進基本方針」に基づき、平成 24 年 4 月に我が国のスポーツツーリズムの中核的組織として、地域スポーツコミッショナの設立や、国際スポーツイベントの誘致・開催への支援等を担う(一社)日本スポーツツーリズム推進機構(JSTA)が設立された。

特にインバウンドを意識した取組として、マラソン&サイクリング・ジャパンの開催(平成 26 年度)、平成 29 年度からのスノーリゾート地域の活性推進会議の開催とモデル事業の実施等が挙げられる。

平成 28 年度からは、観光庁、文化庁、スポーツ庁との三庁連携でスポーツ文化ツーリズムアワードの実施、同シンポジウムの開催を行った。(出典：観光庁のあゆみ)

(16) 免税制度の拡充

インバウンド消費の拡大を目指し、平成 26 年 10 月に第一弾の外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充が行われた。以降、品目の拡大や対象金額の引き下げ、手続きの電子化といった拡充が実施され、平成期におけるその回数は 4 回であった。

我が国における免税店数は、平成 24 年 4 月の 4,173 店から平成 31 年 4 月には 50,198 店へと増加した。

平成期の外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

a. 拡充第 1 弹

全ての品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品にも対象が拡大。(平成 26 年 10 月 1 日運用開始)

b. 拡充第 2 弹

免税手続の第三者への委託を可能とし、商店街や物産センター等において、免税手続の一括カウンターの設置を実現等。(平成 27 年 4 月 1 日運用開始)

c. 拡充第 3 弹

免税の対象となる、一般物品の最低購入金額の「10,000 円超」から「5,000 円以上」への引き下げ等。(平成 28 年 5 月 1 日運用開始)

d. 拡充第 4 弹

「一般物品」についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算を実現。(平成 30 年 7 月 1 日運用開始)

「購入記録票の旅券への貼付け、割印」に代えて、「免税販売情報の電磁的記録による提出」を免税販売の要件とする免税販売手続の電子化。(平成 32 年 4 月 1 日運用開始予定)

(出典：観光庁のあゆみ)

(17) 2020 年東京オリンピック・パラリンピックと観光行政(H29 白書)

2020 年に開催される予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向か、政府としては、平成 27 年 6 月 25 日に「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」が施行され、大会の円滑な準備に資するよう推進本部を設置した。また、同法に基づき、基本方針を同年 11 月 27 日に閣議決定した。

国土交通省としては、大臣を本部長とする「国土交通省 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会準備本部」を 26 年 4 月 18 日に設置し、省をあげて対応する体制を敷いている。取組にあたっては、大会がスムーズに運営されるよう、安全の確保、宿泊・交通の快適性の確保等必要な対応を進めていく。また、本大会は東京のみならず、日本全体の祭典であり、大会を契機に海外の方を全国津々浦々、各地域に呼び込み、元気な地方を創っていくための取組を進めた。

具体的には、道路輸送インフラの整備、日本の玄関口である首都圏空港の機能強化、バリアフリー対策の強化、案内標識や地図の多言語対応・無料公衆無線 LAN の整備等の外国人旅行者の受入環境整備、道路緑化や環境舗装等によるアスリート・観客の暑熱対策、水辺環境の改善、台

風等に備えた

防災対策や海上警備等のセキュリティ対策、大会特別仕様ナンバープレート交付等の施策に、大会組織委員会や東京都をはじめとする関係者と連携しつつ取り組んだ。これらに加え、訪日外国人旅行者を地方へ誘客するモデルケースを形成するため、釧路市、金沢市及び長崎市の3都市を選定し、関係省庁と3都市との意見交換会等により各都市の策定した「観光立国ショーケース実施計画」の推進を支援した。

(18) 国際観光旅客税(H29 白書)

観光を我が国の基幹産業へと成長させ、「観光先進国」の実現を図るために、今後更に増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開していく安定的な財源を確保する必要がある。平成28年3月の「明日の日本を支える観光ビジョン」等において、2020年インバウンド数4,000万人等の目標達成に向けて、観光立国の受益者の負担による財源確保を検討すべきとされており、これを踏まえ、平成29年9月には観光庁に設置された有識者会議において検討が行われた。同年11月の検討会による中間とりまとめを踏まえた税制改正要望を行い、同年12月の「平成30年度税制改正の大綱」において、観光促進のための税として平成31年1月7日以後の出国旅客に定額・一律1,000円の負担を求める国際観光旅客税が創設された。

「国際観光旅客税（仮称）の使途に関する基本方針」（平成29年12月観光立国推進閣僚会議決定）では、国際観光旅客税は以下の3つの分野に充当することとしており、平成30年度予算においては、平成31年1月7日からの徴収による総額60億円の歳入について、方針に基づき特に新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることとした。

①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備

- ・ 最新技術を活用した顔認証ゲートや税関検査場電子化ゲートの整備等によるCIQ体制の整備
- ・ ICT等を活用した多言語対応等及び旅行安全情報等に関する情報プラットフォームの構築

②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化

- ・ JNTOサイト等を活用したデジタルマーケティングの実践

③観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

- ・ 文化財や国立公園等に関する多言語解説の整備
- ・ 訪日観光における新たな観光コンテンツ整備・VR等の最新技術を駆使した最先端観光の育成

納稅義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者（国際観光旅客等）
非課税等	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機又は船舶の乗員 ・強制退去者等 ・公用機又は公用船（政府専用機等）により出国する者 ・乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者） ・外国間を航行中に天候その他の理由により本邦に緊急着陸した者 ・本邦から出国したが天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・2歳未満の者 <p>（注）本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さない。</p>
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	<p>①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収 　→国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付</p> <p>②国際観光旅客等による納付（プライベートジェット等による出国の場合） 　→①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付</p>
適用時期	平成31年1月7日（月）以後の出国に適用 (同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く)
施行日	平成31年1月7日（月）

資料) 財務省「国際観光旅客税法案について」より国土交通省作成

（参考）使途のイメージ



資料) 観光庁

図 17-12 国際観光旅客税の概況

出典：平成29年国土交通白書

3. 2 交通関係施策におけるインバウンド対応

3. 2. 1 国際クルーズ船の受け入れ等(H15、25 白書)

外航クルーズによる観光交流の促進、地域住民の交流機会の増大及び観光産業活性化による地域振興を図るため、鹿児島港、別府港等全国 8 港で旅客船ターミナルの整備を行っている。

また、地方港におけるにぎわい創出による地域の活性化を図るため、平成 15 年度までに北海道、関西、中国、九州及び沖縄でクルーズ振興協議会が開催され、官民一体となって外航クルーズの旅客需要の拡大と外航クルーズ客船の誘致等に取り組んだ。

平成 16 年度は、鹿児島港、別府港等 7 港で旅客船ターミナルの整備を実施した他、地方港におけるにぎわい創出による地域の活性化を図るため、これまでに北海道、関西、中国、九州及び沖縄において、5 つの地方クルーズ振興協議会を開催し、官民一体となって外航クルーズの旅客需要の拡大と外航クルーズ客船の誘致等に取り組んだ。

その後、世界のクルーズ人口は大幅に増加しており、アジアでも経済成長を背景にクルーズ人口が急増すると予想されている。このような背景から、我が国へのクルーズ船の寄港数も増加傾向にあり、クルーズ船の寄港は、多くの乗客が寄港地を訪れ、大きな経済効果が見込めるところから、観光振興、地域振興につながると期待されている。このため、各地でクルーズ船の寄港促進に向けた取組が行われているが、クルーズ船社が我が国港湾への寄港を検討するにあたり、我が国の一元的窓口がない、あるいは寄港地の情報が不足しているとの声があった。これに対応し、我が国へのクルーズ船の寄港を促進するため、関係省庁等と連携し、平成 25 年 6 月に国土交通省港湾局にクルーズの振興のためのワンストップ窓口を設置し、クルーズ船社等からの問い合わせに一元的に対応できるようにしました。ワンストップ窓口では、問い合わせに対し、関係行政機関との情報共有・連携を図り、状況に応じて、本窓口または関係行政機関から回答を行っています。クルーズの振興については、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(平成 25 年 6 月 11 日観光立国推進閣僚会議) に位置づけられており、ワンストップ窓口の周知など、クルーズ船の寄港促進に向けた取組を進めた。

3. 2. 2 インバウンド受入環境整備(H15～R1 白書 ※3.1.3 参照)

インバウンドの進展、また、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに対応するため、すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境を目指す取組を進めた。

a. 訪日外国人旅行者受入環境整備

平成 25 年度公共交通機関、観光案内所等における多言語対応、無料公衆無線 LAN 環境の整備や公衆トイレの洋式化等に対する支援を行った。

b. 公共交通利用環境の革新

訪日外国人旅行者のニーズが多い、鉄道車両の無料 Wi-Fi について、平成 30 年 5 月からの JR 東日本の東北新幹線を皮切りに、すべての新幹線でサービスを開始した。

訪日外国人旅行者が鉄道等で大きな荷物を持ち運ぶ不便を解消するため、空港・駅等で荷物の一時預かり、空港・ホテル・海外の自宅等へ荷物を配送する手ぶら観光を推進した。(出典：「手ぶら観光」共通ロゴマークの認定数：平成 31 年 3 月末現在 296 箇所)

平成 30 年 4 月に「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」の一部改正法が公布され、公共交通事業者等に努力義務として課されていた多言語による情報提供促進措置が拡充され、Wi-Fi 整備、トイレの洋式化等、幅広いニーズへの対応を促す観点から、新たに外国人観光旅客利便増進措置が定められた。

c. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザインの推進

平成 29 年 2 月に決定した「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に基づき、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の確実な成功及びその先を見据え、大規模駅等のバリアフリーの高度化に取り組むとともに、全国各地における高い水準のバリアフリー化、心のバリアフリーを推進していくこととされた。これに関連して、平成 30 年 5 月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、必要な政省令等を公布した（平成 30 年 11 月 1 日施行。ただし、一部の規定は平成 31 年 4 月 1 日施行）

バス・タクシーのバリアフリー車両導入促進を図ったほか、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化について支援した。外航クルーズによる観光交流の促進、地域住民の交流機会の増大及び観光産業活性化による地域振興を図るため、鹿児島港、別府港等全国 8 港で旅客船ターミナルの整備を行っている。

d. IT・ビッグデータを活用した地域道路経済戦略の推進

地域の交通課題の解消に向けて、平成 27 年 12 月より、全国 10 箇地域に学官連携で地域道路経済戦略研究会が設立され、各地域での課題を踏まえた ETC2.0 を含む多様なビッグデータを活用した道路政策や社会実験の実施について検討を進めている。例えば、急増する訪日外国人観光客のレンタカー利用による事故を防止するため、外国人レンタカー利用の多い空港周辺から出発するレンタカーを対象に、ETC2.0 の急ブレーキデータ等を活用して、外国人特有の事故危険箇所を特定し、多言語注意喚起看板の設置や多言語対応のパンフレットでの注意喚起等のピンポイント事故対策に取り組んでいる。

3. 2. 3 海洋観光・海事観光、インフラツーリズム

新たなツーリズムとして、国境離島の保全等も視野に入れた海洋観光、また、ダム等のインフラ施設を観光資源としたインフラツーリズムの取組を進めた。

(1) 海洋観光・海事観光

平成 25 年 4 月に閣議決定された「新たな海洋基本計画」、平成 25 年 6 月の「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」、また、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会の中間提言（平成 25 年 6 月）」での位置づけを踏まえ、平成 26 年度に観光の振興に関する検討会が設置・開催された。海洋観光を「海洋に関わる観光資源及び自然状況並びに海上交通を利用、活用する観光」と定義し、既存の施策を活用しつつ、次のような 7 つの取組を進めた。

- ① 海洋観光の魅力の発掘・磨き上げ
- ② 魅力の情報発信手法
- ③ 産業創出・振興

- ④ 離島振興
- ⑤ 我が国海洋の周知啓発
- ⑥ 海洋観光に係る人材の育成
- ⑦ 関係者の連携

(H26年3月 「海洋観光の振興に向けての最終とりまとめ」)

その後、平成31年3月に、国土交通省海事局に設置した「海事観光戦略実行推進本部」が「観光先進国の実現に向けた海事観光の戦略的推進」について、重点的に取り組む事項等を取りまとめており、これを踏まえ、令和元年6月、海事局では「海事観光推進協議会」を立ち上げるとともに、「海事観光の未来を考えるシンポジウム（海事観光シンポジウム）」を開催した。

「『観光先進国の実現に向けた海事観光の戦略的推進について』とりまとめ（平成31年3月）」では、観光先進国の実現に向け、海事観光分野のポテンシャルを最大限引き出す観点から、以下の3つの視点により重点的に取組を進めることとされ、これらの視点毎に、取組の方向性や、具体的な取組事項が整理されている。

視点1 海事分野の特性を生かした地方誘客、消費拡大への貢献

視点2 海事観光分野における受入環境整備の更なる推進

視点3 海事観光分野における多様な魅力の発信強化

（出典：RI 「『観光先進国の実現に向けた海事観光の戦略的推進について』とりまとめ（平成31年3月）」）

（2）インフラツーリズム（H29白書）

「インフラツーリズム」という概念は、ダムや道路などの社会基盤土木施設であるインフラを観光資源のひとつとして活用し、魅力ある観光地域づくりを進め、地域経済の活性化や雇用機会の増大につなげていくものとして、平成25年6月にとりまとめられた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム（観光立国推進閣僚会議・主宰：内閣総理大臣）」の中で示された。

インフラツーリズムにより地域固有の財産であるインフラをもっとそばで見て、感じて、楽しむことで、インフラ周辺地域の活性化に加え、インフラ整備・維持管理の理解促進にも貢献することが期待されており、国土交通省では、インフラツーリズムを紹介するポータルサイトを平成26年に開設し、広くインフラツーリズムを楽しむための情報提供を実施している。また、平成28年11月に「インフラツーリズム有識者懇談会」を設立し、インフラを観光資源として活用するインフラツーリズムの付加価値を高め、地域や民間と連携した新たな段階に育て展開していくために必要な方策について、幅広く議論を進めている。

インフラの管理者と旅行会社等とが調整し民間事業者が催行する民間ツアー数は、ポータルサイトを開設した平成26年度から令和元年度までの間に約4倍にまで増加した。インフラツーリズムポータルサイトで取り上げているインフラは、ダム、道路、河川に関する施設が多く、平成30年度の見学ツアーに参加する来訪者は、約370施設で50万人となっている。（出典：「インフラツーリズム拡大の手引き（国土交通省総合政策局、平成31年試行版、令和5年改訂版）」）